

平成14年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年6月19日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年6月20日 午前10時00分
	延 会	平成14年6月20日 午後 3時07分

1 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 島 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真里谷 誠 治	○	16	音喜多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若 狹 靖	監査委員	今 村 實
助 役	鈴 木 英 世	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	君 澤 英 二	教委管理課長	田 辺 正 保
総務課長	斉 藤 健 一	教委生涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
企画財政課長	黒 田 庄 司		
税 務 課 長	大 野 榮 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
町民課長	古 川 福 一	農委事務局長	松 浦 正 之
保健福祉課長	大 沼 隆	教委体育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
環境政策課長	西 野 清		
農 政 課 長	福 田 美 樹 夫	教委指導室長	大 場 和 典
水 産 課 長	小 倉 利 一	水 道 課 長	山 崎 国 雄
商工観光課長	久 保 一 將	病院事務長	大 野 繁 嗣
管 理 課 長	松 澤 武 夫	特別養護老人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
建 設 課 長	北 村 誠		
		デイサービス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸

1 会議録署名議員

11 番	谷 口 弘		
12 番	高 畠 一 美		

議長 | ただいまより平成14年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番谷口議員、12番高島議員を指名いたします。

議長 | 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
これより、7番池田議員の一般質問を行います。
7番、池田議員。

7番 | 本定例会にさきに通告しておりました1点2項目についてお伺いいたします。
農業振興対策について。
1番目は、酪農の離農により、集落の人口の減少、地域経済の影響も考えられるので、厚岸町として今後新規就農希望者の受け入れ、または支援対策にどのように取り組んでいるか、お伺いいたします。
2点目は、今年度1戸の新規就農が予定されておりますが、現在厚岸町で研修生、実習生、就農希望者、また今後の見通しについてお伺いいたします。
1回目の質問を終わります。

議長 | 町長。
町長 | おはようございます。
池田議員のご質問にお答えをさせていただきます。
まず、新規就農希望者の受け入れ態勢及び支援対策の取り組みについてであります。近年、酪農家の離農は高い割合で推移し、農村集落の人口も、厚岸町全体の人口減少率よりはるかに高く、ご指摘のとおり離農の一因になっているものと考えられます。

しかしながら、農村集落の世帯数の推移を見ますと、太田地区を除き大きな変動もなく、多くは離農後も当該地に居を構え、他の仕事で生計を立てていることがう

かがえるわけであります。このような状況から、離農跡地に新規就農者を受け入れる条件となる空き住宅の確保が困難な状況にありますし、酪農業という業種が多額の設備投資を必要とすること、さらには労働の実態を考えれば、酪農経営に飛び込もうとする人はそう簡単にはあられなれないと考えられます。

厚岸町としては、新規就農希望者の情報があれば、国や道及び町の支援制度を紹介するとともに、農協への橋渡しを行っておりますし、農協からの支援要請を受けて町が相談に乗るというケースも過去にはありましたが、近年では、今年就農予定の1軒を除き、新規就農希望者の情報はほとんど皆無と言っても過言ではありません。

そこで、今後の酪農業の方向として、離農はある程度避けられないという前提に立ち、離農跡地の確実な耕作継承と農地の集団化、地域酪農支援機能や担い手育成、離農者や町内外の若者の雇用の受け皿など、幅広い機能を持つ経営体を地域全体の力で作り上げていくことが農村集落の崩壊を救う効果的な政策ではないだろうかと考え、関係機関とも協議しているところでございます。

次に、厚岸に滞在した研修生、実習生の就農希望者と今後の見通しについてのご質問であります。酪農研修及び実習で昨年度本町に滞在した人は、把握しているだけでも16人を数え、その他労働力として常用を雇用している農家もあると聞いております。酪農研修、実習生は、太田地区での受け入れが大半ですが、学歴及び職歴も多種多様で、地域に積極的に溶け込もうとする姿も見られ、好感を持って受けられているようであります。また、滞在期間中の交流がきっかけとなり、酪農後継者と結婚したケースもあり、その取り組みは大きな成果を上げております。

しかしながら、太田農協が受け入れ窓口となっている研修、実習生はすべて女性であり、経営者ではなく後継者のパートナー確保を目的としているため、新規就農に結びつく可能性は、今のところはないと考えられるわけであります。

以上でございます。

議 長
7 番

7 番、池田議員。

今、町長の方からお聞きしまして、耕地はあって、それから遊休施設もあると思いますが、肝心の住宅がないということですね。わかりました。

それで、町政執行方針で、農業外からの意欲ある人材の掘り起こしへの支援をどのように取り組んでいるか、お聞きいたします。

議 長

農政課長。

農政課長

農業以外からの人材の掘り起こしはどのように取り組んでいるかというお尋ねだ
ったと思いますが、今、町が進めておりますのは、農協と連携をしながら進めてお
りますのは、研修生、実習生の募集ということを具体的にやっております。これは、
新規就農という、もちろんそういった希望があれば、そういった方向に結びつけて
いくということは当然のことではありますが、大半はそうではなくて、こうした動物
を扱うことに対する魅力を感じて来る人たち、あるいは北海道の自然にあこがれて
来る人たち、こういった人たちを、酪農に従事する労働力として確保するというこ
とが主な目的になっておりまして、そういう意味においては、今行っている研修生、
実習生の募集が成果を上げつつあるというふうに考えておりまして、引き続きそう
いったことを取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、この研修生、実習生の募集の中心を担っているのは農業委員会でありまし
て、農政課直接ではありませんが、農業委員会とも十分連携をとりながら、今後と
も研修生、実習生の募集を通じて、そういったことを通じて、この厚岸にとどまる
人が出てくれることを期待しながら続けていきたいというふうに考えております。

議 長

7番、池田議員。

7番

農業の従事者の高齢化の中で、地域の酪農を維持するには、担い手の育成と確保
が重要課題と思われまますので、担い手対策に積極的に取り組んでいただきたいと思
います。

また、離農跡地の遊休施設を利用して、研修の場、また体験農場等をつくってい
く考えがあるかないか、町長にお伺いいたしたいと思います。

議 長

農政課長。

農政課長

離農跡地を利用した研修の場あるいは体験農場といった考え方はないかというこ
とでございますが、担い手育成のための研修農場につきましては、隣の浜中町に農
協が運営する研修牧場がございます。さらには別海町においてそういった研修牧場
を持っておられるということになっております。

前段申し上げましたように、新規就農ということがいかに困難かという状況に、
今日なまってまいっております。したがって、研修の場というものを、こうした
経営者としてひとり立ちするための研修というよりも、むしろ農業に従事する技術
を身につけるための研修という意味合いを持たせた方がいいのではないかというこ

とも一面では考えております。そういった意味では、先ほど町長の1回目の答弁でも申し上げましたように、地域において核となるそういった農場をつくり上げて、その中にそういう機能を全部持たせるということが効果的ではないだろうかというふうに考えておるところでございます。

さらに、遊休農地を利用した体験農場云々の問題につきましては、今ハーブの試験栽培を続けておりますが、こういった試験栽培後の経営体をどう育成していくかという検討の中におきましては、現在ハーブの畑の作業に従事していただく、体験していただく人を募集して、3名ほど来ていただいておりますが、そうした取り組み等を通じながら、いわゆる体験農場になるか、あるいは経営するための農場になるかわかりませんが、そういった遊休農地を活用した酪農以外の業種、こういったものの経営体の育成にも努力をしていきたいというふうに考えております。

議長 以上で池田議員の一般質問を終わります。

次に、16番音喜多議員の一般質問を行います。

16番、音喜多議員。

16番 平成14年度第2回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いしてまいります。

まず初めに、町づくり地域懇談会についてお伺いしてまいります。

昨日の一般質問でもございましたが、町長は就任してはや1年を迎えました。厚岸生まれの厚岸育ち。その先駆者として、町に渦巻くさまざまな問題や話題をいち早くキャッチし対応していると思っておりましたが、町づくり懇談会をすることは、まだまだ町の情報をキャッチし、みずからの情報も発信するのだろうと察するのであります。

しかし、この趣旨は、各市町村で既に、あるいは前町長も実施しておりますが、若狭町長はどのような方法で実施しようとしているのか、まずその手法をお伺いしたいというふうに存じます。そして、町の中が、活発に議論が闘っているところは、マスコミもほうっておきませんが、何よりも町民がじかに肌で感じるものであると思います。その意味では、町民にあらかじめ問題提起も必要ではないかと存じますが、その考え方について伺いたいと存じます。

次に2点目に、観光振興を図るために、その意味で少しお伺いしたいというふうに存じます。

今まではさまざまな振興策を模索し、図ってきたわけですが、特に我が町は、季節や風景のみならず、味覚という人を引き寄せる味を提供しておりますが、人の入り込みはもはや限界状態ではないかと察するのであります。北海道は北海道の持つ自然条件を生かした観光振興を図るために、見せる観光からアウトドア関係に本腰を入れました。このアウトド系は、個人やその趣味を超えて、町の産業として、企業として、地元の雇用の場として注目されております。そのためには、何よりも他府県にない北海道の大自然の中で質の高い体験をしていただくとともに、指導者資格認定制度を導入いたしました。このことは、後世に北海道の貴重な自然を守る意味でも大きな施策でございます。そのうち、町内においても既に何種類かが行われ、実施されておりますが、これらを行っている業者の方々に、どのようなタイアップをとってきているか。支援策も含め、その考え方を伺いたいというふうに思います。

自然の中に案内するだけに、自然の厳しさ、特に身体や生命に危険を伴うだけに、資質の向上が求められております。今後これからふえ続けると察するアウトドア系を体系的に育てるために、行政が主体的に支援していくべきと思いますが、その考え方を伺いたいと思います。そしてそのことを育てるということは、町内に持つ自然を生かし、観光振興の一助になるとは思います。その点伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

議 長

町長。

町 長

音喜多議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点の町づくり地域懇談会についてであります。町長や町職員など、町政担当者が地域へ出向き、町民の皆さんとの直接対話や意見交換をすることにより、町民の意向を反映した民主的な町づくりに役立てるため、町づくり地域懇談会を、今までは隔年で開催しておりましたが、本年度はその開催年度に当たり、しかも私が町長となって初めての懇談会となりますので、私も大いに期待をいたしておるところであります。

そこで、その方法でございますが、従来ですとどうしても地域からの要望や陳情に対して町側が回答する形式となりがちだったそうでありました。もちろんそれぞ

れの地域課題を把握する意味でも、それらも大変重要なことではありますが、町がこれから進めていこうとする構想や施策、財政状況などを広く周知して意見を交換するとともに、将来の町づくりや町政全般に対する忌憚のない意見や提言を求めていくつもりであります。

事前に問題を提起することにつきましては、「広報あつけし」7月号でテーマを周知するつもりですし、当日も極力わかりやすい方法で説明し、貴重なご意見を引き出せればと考え、今、いろいろそれらの手法を検討をいたしております。

また、例年ですと10月から11月にかけて実施をし、3カ年実施計画や予算編成に反映をされておりましたが、私の意向としては、少しでも早く町民の皆さんとじかに対話いたしたく、7月から8月にかけて、前回同様15カ所にわたって実施考えております。ただし、農繁期、漁繁期などを考慮しなければならない時期ですので、現在それぞれの地域と日程調整を急いでいるところであり、広報7月号でお知らせする予定であります。

前段にも申しましたとおり、私が町長になって初回ですので、1人でも多くの町民の皆さんに参加していただき、中身の濃い熱い議論ができるよう、担当課と準備作業の中でいろいろ工夫、検討してまいりますので、議員各位のご協力もよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、自然を生かした観光振興についてお答えをさせていただきます。

まず、アウトドア系体験観光を実施している町内事業者支援について、町の考えを伺うのご質問でございますが、現在町内には、アウトドアの体験として、カヌー体験、乗馬体験、釣り体験等を実施している業者があり、これらの業者に対しての町の支援としては、観光案内によるお知らせや、観光パンフレットを送付する際の情報提供、さらに観光情報誌掲載によるPR活動を実施しているところでございます。最近の観光は個人型や体験型の観光に変わってきておりますことから、今後も町内業者と連携を強め、PR活動を通しての支援を進めてまいります。

次に、その指導者、ガイドの育成、事業の拡大、業種等について、行政が主体的に支援していくべきと思うが、それらについて伺いたいというご質問でございますが、町内の事業者の体験観光に結びつくカヌー、乗馬、釣り船などの事業は、残念ながらその事業で経営が成り立つという条件にはありません。他の事業を営みながらの複合型経営であるという基盤の弱さもありますし、事業者としての営業活動も

十分とは言えない状況であります。

そんな中北海道は、アウトドア事業を担う事業者やガイドの資質向上を目指し、今年4月から全国で初めて北海道アウトドア資格制度を制度化いたしました。この背景には、アウトドアの需要がふえ続けている中で、比例して山や水の事故がふえてきているということであり、事業としてアウトドア産業を担う業者により安全を求めるものと言えます。町内でも事業者や個人でこの資格制度にチャレンジしている方が数名いらっしゃるとお聞きしており、これまでの経験だけによる知識や実践では、容易に資格検定にパスできないという高いレベルな資格になるようでございます。体験観光に訪れる方から見れば、アウトドア資格者がいる場合に、それだけ安心度が出てまいりますし、これからアウトドアを事業として継続していくためには必要不可欠な要素になってくるものと思っております。既存業者はもちろんですが、新たにアウトドア事業を起こしていく参入者のためにも、ガイドの育成や事業の拡大は課題になってまいります。アウトドア資格の要る事業者の連携によるガイド経験者をふやしていく必要が出てまいりますことから、事業者や愛好者、さらには観光協会とも連携を図り、行政としての支援のあり方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長

16番、音喜多議員。

16番

まず初めに、町づくり懇談会についてお伺いしてまいりたいと思います。

今、答弁の中でもありましたように、私はちょっと懸念するのは、従前のようなやり方はどうなのかなと。いわゆる町長以下、町の幹部の方々がついていまして、トライベツや糸魚沢や、あるいは上尾幌のような小さな地域は、それなりに連絡というか、そういう連携とれて、出席者は少なくとも、それなりの中身の濃いやり方だったのではないのかなと。ただ、私どもの町内、私も図らずや自治会長を務めさせていただいて、この懇談会に臨んだ場合、町の中心である港町、真栄町、あるいは住の江町、このかいわい一緒にして、今、町長もいみじくも申し上げていました要望や陳情型の回答で、短時間で終わってしまう。いわゆる本当の田舎風のひざ詰め懇談会というか、そういうものは欲しいなということは、かえって自治会の役員会やったときに、物取り主義的な発想の、いわゆる要望に対する回答がこのような状況では、その町づくりよりも自分の地域の環境の問題の方が優先していて、じ

つくりした、本当の意味での町づくりというものはほど遠い懇談会だなというふう
に言われているわけであります。そんなことからすれば、今、15カ所でやられると
いうふうに考えておりますが、集会所のないところは別にしても、町長も公務多忙、
あるいは各幹部連中、課長連中も大変でしょうが、やはりその地域地域に1時間
でも1時間半でも、いわゆるひざ詰めの状態で話していただいた方が、もっとも
従来下水道あるいは道路舗装の問題もしかり。さらに町に対しての、あるいは町
の考え方を真剣に聞いていただけるのではないかと、そんなような気がしてなりませ
んので、あえてこの問題、隔年で、それも毎年ではなくて1年置きでございませ
ん。町長の任期中2回やることになるわけでございますけれども、ぜひそういう意味で、
15カ所とはいわず、各地区集会所を利用して、そして今おっしゃいました忙しい時
期というか、その状況を勘案していただいて、ぜひやっていただきたい。

私もいろんな議員仲間というか、組織の中の議員さんからお尋ねするんですが、
やはりちょっと質問の中にもさせていただきましたが、町でいろんな議論というか、
町の人方が町に対する関心を持っていただくということは、やはりそういうことか
ら、町から町民に対する情報、いわゆる広報もしかりですが、やはり町長が来て、
地域でそういう話をしてくれるということは、非常に町民にとってというか、本当
に肌で感じる行政になるわけでございます。

ちょっと古くなりますが、町長が私どもの町内会の盆踊り大会、イベントの日に
来ていただきました。奥さんと一緒に来ていただきましたが、あとの町内会の反
省は非常に効果的なものでございました。やはりそういう意味で、やはり町長も重
々そのところをねらっていらっしゃったんだろうと思うんですが、やはりそういう
意味で、もう少し今までの従前のやり方ではなくて、少し考えていただきたいな
というふうに思います。

それから2つ目の観光の振興策ですね。見せる施設型、あるいは風光的な観光は、
まだまだ北海道には魅力的なところがいっぱいございますが、しかし、やはり今一
番行動力のあるというのは、退職された健康な中高年齢者もしくは金銭感覚の少な
い若者、これからの生活力含めて、その2点に注目されているというふうに言われ
ております。その1つが、中高年の登山ブームという、これはもう長年続いてござ
いませぬが、2つ目には若者、一昨日終わりましたが、サッカーに興じるような熱狂
的なものもございませぬが、自分の範疇の中で、多少お金かけても遠くてもという、

そして自分のためというか、自分の経験に力を注ぐというか、そういった傾向が非常に強いという分析が出ております。今お話ございました、北海道は、いわゆるそういう自然をいかに後世に貴重な財産を守っていくかという意味から、いわゆるこういう資格制度を取ってくる方も、そしてまた職業として成り立つために、そして貴重な財産を守っていくということで、5つの資格認定制度を導入したわけですが、ほかにまだまだあります。厚岸町の場合は、今3つほどのカヌーと釣りと乗馬というふうに言われておりますが、カヌー、それからトレールライディング、乗馬ですね、それからフィッシング、今回は釣りについては認定制度は一応検討の俎上に上がったんですが、まだ時期尚早ということで、この釣りに対する課題は後世に残されましたが、厚岸町の場合、いわゆる自然ガイドというのが有望ではないのかなというふうに感じるわけです。

1つの例として、水鳥観察館で既に案内していますが、野鳥の関係。水鳥館。それから道立少年自然の家でそういったことがやられています。ただし、これらは単発的なその趣旨というか、置かれている存在の域を出ない状況でありますが、既にご存じのとおり、道内の先進的なニセコ町とか、あるいはトマムとか、あるいは新得、旭川方面、今回全道でこの認定制度に何名ほどの応募者があったかご存じですか。全道一円ですが、実際的に最終的には一次、二次、三次の試験まであるわけですが、実技試験まであるわけですが、それまでに残って、晴れて免許もらえるというか、そういう形になるのは何名なのかわかりませんが、当初の話では1,200名が応募する。特に自然分野において、隣町浜中町でもかなりな人数の受験者がいる。いわゆるあそこは湿原センターを中心にした、そういう資格を取れるような形で継続的に物事をこしらえてきている。ただし、私どもの町にはそれだけのものはいっぱいあって、そういう施設もあるんですが、知識者もいるんですが、そういうことをやはり育てていっていない。今、3つのカヌー、乗馬、釣り、それぞれ確かにこれで飯は食っていけないということは、重々私も知っていますが、先進的なまちは、やはりそこから始まったんです。既にニセコの町の場合は、もう10名なり20名の雇用をあえて1つの大きな事業として、企業として、あるいは札幌にもそういったところがあるわけです。しかし、札幌では地元の商売にならないわけです。大雪山系や日高山系、あるいはニセコ関係、あるいは川のあるところに、地方に行っているわけです。しかし厚岸町はある程度の条件がそろっているわけです。そういった意

味では、ここに少し注目すべき時期に来ているというか、もう既に遅いわけですが、
れども、まだまだそういう意味では、貴重な自然、財産を生かしたそういう誘致型、
体験型ができるのではないのか。もう少し町としても勉強する必要があるのではない
かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、町づくり地域懇談会についてであります。前回、すなわち平成12年でござ
いますが、15カ所でやりまして 206人。しかしながら、今、音喜多議員からご指
摘がございましたとおり、郡部が多く、市街地が比較的少ないというような状況や
に承っておるわけであり。先ほどの答弁で私もお答えしておきましたけれども、
やはり多くの町民が、この懇談会に積極的に参加でき、初めて町長との懇談会の意
義が高まるわけございまして、私といたしましては、参加者についても積極的に
これからPRをし、そしてまた、なぜ懇談会が必要であるかということをお訴えなが
ら、町民のよりよい参加を考えておるわけであり。特に、私も昨日のご質問で、
安達議員のご質問でございましたけれども、お答えをしておきました。やはり私は、
これからの厳しい厚岸町の行財政を考える場合、やはりこの21世紀の町づくりをど
うすばらしいものにしていくか。私一人でできるものではありません。やはり町民
と一体となった中で、この厳しさを乗り切っていかなければならない重要な時期に
差しかかっておるわけであり。すなわち、協働の町づくりというものが、私の
願いであるわけございまして、町民の皆さんと対話の機会を多く持ちたいというこ
とで、今日まで10カ月頑張っただけです。先ほどご指摘があったとおりであり
ます。しかしながら、まだまだ足りない。

さらにはまた、町職員の意識改革として、私は現場主義、すなわち町民と直接対
話することによって、新しい課題が提起され、またその現実の課題としての解決策
が生まれてくるものであるということも、職員に訴えておるわけございまして、
そういう意味においては、私にとりましては第1回目の町づくり懇談会に相なるわ
けでございまして、今までと違った方法、すなわち先ほどお話しいたしましたけれど
も、これらの問題を積極的に取り組ませていただいて、より効果ある懇談会にさせ
ていただきたい。それに基づいて町政に反映してまいりたい、そういうふうに考え
ておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なおまた、私が考えておりますのは、隔年的で今までやっておりましたけれども、その成果によっては、毎年やってもいいんじゃないだろうか、そのようにも考えておりますので、これも検討課題とさせていただきたいと思っております。

なおまた、観光振興でございます。今日、厚岸の取り巻く経済情勢、大変厳しい中で、観光振興も大きな町政の課題でございます。私承りますところ、音喜多議員も何か資格制度にチャレンジをしているというお話を承っております。大変ありがたいことでございます。やはり観光客なり外から来る人方が安心して厚岸に来るといいう体制づくりが最も大事なことでございまして、この制度に私自体も、行政の責任として協力、ご支援をしていかなければならない、そのように考えておるわけでございます。

以下、詳しくは担当課長から答弁をさせます。

議 長
商工観光
課 長

商工観光課長。

私の方から、アウトドアガイド資格制度の、町のかかわりも含めてという前段のお話もありましたので、わかる範疇でお話をさせていただきたいと思っておりますが、全道 1,200名ぐらいいらっしゃったというお話でありましたが、私どもの資料は、釧路管内の数字しか実は入手をしておりません。5つの専門分野で、これは標茶町で開催をされました導入研修の受講状況であります。183名の申し込み中 147名が実際に研修を受講された。それから試験の方は、筆記試験の受講状況であります。先ほど申し上げました導入研修に 147名が参加して、そのうち 105名が実際にアウトドアガイド試験の筆記試験に、これは釧路で開催をされておりますが、参加をしていらっしゃるということでもあります。町長の答弁の中でも申し上げましたカヌーですとか、それから釣りですとか、乗馬ですという、種類で申し上げますと、今のところ、この資格制度を実際に厚岸にある事業者の中で資格制度を必要……、必要といえますか、有効に利用できるという方は、事業者の方はカヌーだけでありまして、私どもトレッキングと言っております、いわゆる自然に親しみながら乗馬を楽しむというたぐいのものと、今、厚岸で行われています、さくのある牧場を回るといいう、これはまた趣旨が違うようでありまして、実際にはこの資格制度を必要とするレベルのものではない。それから、おっしゃられていますように、釣り船の問題については、さらに検討が加えられてくるということらしいんですが、実際にカヌーのガイド資格にチャレンジをされていらっしゃる方、コンキリエも含めま

して厚岸で4名いらっしゃるというふう聞いております。実際に人の命を守るといふ立場のガイド資格になりますので、そういう意味ではかなり厳しい、ライフジャケットをつけて50メートルのプールを90秒以内に泳がなきゃいけないだとか、それからカヌーを、厚岸の場合は湖と河川がありますので、2つの要件が必要だ。湖の資格の試験のチャレンジも含めて非常に厳しい。これから釧路川の実習の試験があるんだと、こんな話がありまして、そう簡単には取れるものではないという話も実は伺っております。そういう意味では、今時点でありますカヌー、それから釣り船、乗馬といった体験型の業種につきましては、今の利用の需要の状態から申し上げますと、事業者が少なくて観光客にご迷惑をかけるという状況ではないというふうに思っておりますが、しからば利用者が需要がふえてきた場合の受け入れの問題、それから北海道がこのガイド制度を設けましたのは、単なる観光利用としてどんどんやればよいということではなくて、自然といかに調和をしてやっていくんだというところの事業者の資質も、やっぱり高めていかなきゃいけないというところ判断があるようでありまして、そういう意味ではラムサール湿地を抱えた厚岸が、この後どういう、可能性も含めてどの程度まで受け入れをしていけるのかという問題も含めて、新たな課題として、これは観光サイドだけではなくて役場の関連する部署とも、そういった協議をさせていただきながら、事業の拡大でありますとか、業種の増加といったものを検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

今年はまだ事業者を中心に、インターネットで情報をお知りになるだとかという、積極的な個人の方を中心に、このガイド資格制度が進んでいるようですが、これ以降、いわゆる一般的な愛好者の分も含めて、この資格を取ろうという意欲のある方が出ていらっしゃるというふうに思っております。そういう意味では、現在受講されています事業者の方を中心に、いわゆるガイドのお手伝いとして、そういう方に参加をしていただくですとか、それから先ほど申し上げました新たな事業をこのガイド制度を利用して起こしていきたいといったような層も含めて、どういったネットが必要であるのか。事業者同士のネットも必要でありましょうし、業種別の事業者と愛好者というつながりもなければ、単に入り口からお金をもうけようということでは、なかなか事業が成り立っていかない。趣味を超えてカヌーを愛し、釣りを愛しという、そういった形の延長線上に、こういった資格制度の有効な

活用の方法も出てくるのではないかというふうに認識をしております、そういう意味では、これから事業者の方々と、この資格制度を通して、新たなつながりをどういうふうに構築をしていくのかというところが課題になっていると思いますので、その辺を、質問者おっしゃる視点も含めて、これから検討に入っていくということで考えております。

議 長 16番、音喜多議員。

16 番 町長、町づくり懇談会、ぜひ工夫してやっていただきたい。来いというのではなくて、来てくれるようになったら、町内会も非常に気持ちが違うんです、受け方が。役場まで来いと言われたら、嫌という感じがします。でも、町長が住の江集会所に来てくれるという考え方に立つと、町内会の皆さんも、ぜひ集まっていただいて、いろんなお話になれると思いますので、まずそんな考え方で進めていただきたいというふうに思います。

それから、アウトドア系のやつですね、今、久保課長がお話ししましたように、非常に北海道のレベルは高いです。ですから、厚岸版のやつをつくりたい。厚岸から、道はどうであれ、本当に厚岸型でのそういう形で、やはり風光を見にくる、そういうこともしっかりですが、やはりこの地域で親しんでいただくという滞在型含めて、その上で味もありと。自分が経験、そういうこれからの観光はそうでなければなりません。そういう意味では、厚岸版型の資格認定制度まではいかなくても、そういうガイドを育てていく。そういう意味では、特に私は、このラムサール条約含めて、この高層湿原も含め、いろんな、歴史的にも価値のある厚岸町だと私は思うんです。そういう意味では、水鳥観察館というのは非常にいい存在だと思います。単発で終わることなく、やっぱりそういう体系で物事をとらえていくという、教育委員会の管轄だということではなくて、その町の振興の一助に、水鳥観察館あるいは教育委員会もあってしかるべきだと私は思うので、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。特に、今もう既に、どこの町でやったにしても、始まりは自分の好みというか、市民の域から、今こうして事業、企業として成り立ってきているわけですから、そこのところ、まだ私どもの町も板についたというか、ようやくと動き出したところだと私は思うのであります。そういう意味では、いろんな情報が発信できます。そういう意味では、もう若者は押し寄せてくる、あるいは年寄りが既に町の中、道路、国道をぶち見ても、ご夫婦で双眼鏡を持って歩

いているわけですね、きのうもきょうも。そういう自分の健康を維持しながら、そういう体験をされる。厚岸はいいところだなと思っていただく。そういう一助になれる。そういう施策をとっていきたい。そういうふうに思っていますので、ぜひそのところ積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

答弁はいいです。

議 長

答弁いいですか。

以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

次に19番、佐齋議員の一般質問を行います。

19番、佐齋議員。

19 番

私は、第2回定例会に当たりまして、さきに通告してありました2項目3点についてご質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお答えをいただきたいと思っております。

まずは1つ目といたしまして、学校整備事業についてでございます。

過去に真龍小学校は、3回ほどの部分的な改築工事が行われてきておりますが、このたびの厚岸町第4期総合計画の中で、真龍小学校改築工事として、基本設計総事業費16億4,295万6,000円計上されておりますが、現在どのくらいまで計画が進んでおられるのか。また、将来的に他の学校の改築工事計画があれば、具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。なおまた、少子化によります児童数の減少により、小規模校の統合の考えはないのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目といたしまして、福祉政策についてでございますが、当町において65歳以上の高齢者あるいは障害者手帳を持っている住民に対しては、他町村以上の福祉政策をとっておられますが、65歳以下で障害者手帳を持たない障害者に対しては、どのような対策をとっておられるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、今春から学校週休2日制になり、町内にあります2カ所の児童館の利用が多くなってきているかと思っております。障害を持っている児童に対して、児童館としては、どのような対策をとっておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長

町長。

町 長

佐齋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、福祉政策で、65歳以下で障害者手帳を持たない障害を持った町民に対して、

どのような対策をとっているのかというご質問でございますが、身体障害者手帳は、身体障害者福祉法の規定に基づき都道府県知事が交付をするもので、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、障害者に対する福祉の基礎となるものであります。これによって、補装具の支給や鉄道運賃の割引、さらには税の控除などを受けられる制度があることは、ご承知のことと思います。身体障害者手帳の交付申請には医師の診断が必要であり、その診断書の様式は、身体障害者福祉法施行細則準則により定められており、内的疾患、外的疾患と身体の各部門によって異なる内容となっております。この作業は、本人の希望に基づき、医学的判断に基づき進められているものであり、ご質問の障害者手帳を持たない障害者の把握は、本人の申し出や相談等によることとなります。電話等による申し出や相談には、これまでも応じておりますし、本人の希望によっては、職員を訪問させるなど調査を行い、福祉担当者が諸制度の説明などをさせていただいておりますが、これら諸制度には一定の基準があり、これによって事務を進めておりますことをご理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の、学校が週休2日制になり、町内2カ所の児童館の利用が多くなってきているが、障害を持った児童に対してどのような対策を行っているのかのお尋ねでございますが、現在、友遊児童館、子夢希児童館とも、開館当初から祝祭日を除きすべての土曜日を開館して運営を行っております。今年度4月、5月の土曜日の利用状況ですが、5月の連休を除く土曜日7日間で延べ友遊児童館が63名、子夢希児童館が96名利用しておりますが、このうち障害を持った児童も利用しております。なお、2館の児童館に障害児専任の指導員の配置はしておりません。しかし、来年度につきましては、障害児を2名以上受け入れている児童クラブは、道補助金で放課後児童特別対策事業費補助金の障害児加算がされることから、該当児童が2名以上、児童クラブに入会した際には専任の指導員を配置することができますので、この制度の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

私の方からは、佐齋議員の1問目、学校整備事業についてお答えをいたします。

まず、真龍小学校の改築工事計画についてであります。この件につきましては、昨年9月の議会定例会でもご質問をいただいております。当時の厚岸町総合計画第2次

実施計画に沿って、平成14年度から平成18年度までの事業と位置づけられているとお答えいたしました。見直しはなされ、第3次実施計画に移行された現在の計画では、事業年度が1年繰り下がり、平成15年から19年度までの5カ年とすることに変更して掲載されております。

この計画では、平成15年度に、まず建物の耐力度調査を行い、平成16年度に基本設計と実施設計を行う内容となっておりますので、教育委員会では、計画に沿った取り組みを進めてまいりたいと存じます。また、計画の推進に当たっては、完全学校5日制の導入等により、地域に開かれた学校が求められていることから、地域住民がともに利用できる施設を検討してまいりたいと考えており、計画段階の早い時期に、学校関係者、地区住民との話し合いを持ちたいと存じます。

次に、真龍小学校以外の学校の改修についてであります。現在の学校の存続を前提とした場合について考え方についてお答えいたします。

教育委員会の考えといたしましては、昭和45年度に建設された厚静小学校と、昭和46年から49年度にかけて建設された尾幌小中学校の改修が必要と考えております。なお、この2校の改修につきましては、耐震改修とするため、主要構造部に及ぶ大規模な改造が必要で、大きな事業費を要することから、まず、老朽化が著しい真龍小学校の改築事業を終えた後の計画にならざるを得ないと考えております。

次に、児童生徒数の減少に伴う学校統廃合の考えについてであります。これも昨年9月の議会でもお答えしたとおり、町内のすべての学校で児童生徒数の減少化が進んでおります。現在の児童生徒数について申しますと、本年4月1日現在の小学校児童数は16校で798人であり、5年後の平成19年には648人とさらに150人が減少し、また中学校生徒数も、現在の7校で470人が、5年後には386人と84人が減少する見込みとなっております。現在、児童または生徒数が10人未満となっている学校は、小学校では上尾幌小学校の7人1校であり、また中学校では上尾幌中学校7人、高知中学校6人、片無去中学校5人の4校となっております。これらの小規模校の中には、近い将来さらに児童数の減少によって学校経営が維持できるか懸念される状況が見込まれております。このような現状から、将来的に統合せざるを得ないことも十分想定されますが、学校の統廃合につきましては、何よりもその地域の理解が必要なことから、児童生徒の保護者や地域住民との懇談を深め、その意向にも十分配慮しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。

議 長
19 番

19番、佐齋議員。

まず、学校整備事業についてでございますが、これ見ますと、16億 4,200万ですね。これが大体かかるのであれば、内訳としては……、内訳というよりは、町の持ち出し。私、勉強不足でちょっと申しわけないんですけども、補助金がどのくらい来て、町がどのくらい持ち出しするのかと。

それと、統廃合のことは、地域住民の声を聞かなければだめだということで、これ例えば場所も、結局今の現在の真龍小学校の跡地へ建てるということですね。場所も。そのとおりですね。となれば、これはこのまま子供がどんどん減っていくと、そうした場合、児童数が減っていく。将来的には厚静、尾幌あたりも建てかえしなげりゃならぬ。町の財政的に考えた場合、やっぱりこれすぐ小学校やるにしても、19年ですか。15年から1年延ばして19年の実施ですから、それから建てるというたら、まだまだかかりますわね。そうなった場合、この厚静だとか尾幌あたりの建てかえも、もうある程度は出てくると思うんですよ。そういうのは全部今の、例えば現状の真龍小学校の場所がいいのか、それとも例えば場所をずらして、これは私反対で言ってるわけじゃないですけども、例えば白浜、宮園あたりに持って行って、将来的には厚静、尾幌あたりも統合させるようなことでもって進めた方がいいのか。そういうこともやっぱり考えていかなきゃならない。

それと、前にも何か聞いたとき、真龍小でアンケートをとって、父兄のお話も聞いて、現状にするかどうかって聞いたという話していましたがけれども、実際私もこの前苦多、門静を含めて若干何かお話をしたんですけども、確かに自分の近くにあれば理想です、そういう施設が。ただ、町の財政考えたり、いろんな児童数が減っていることを考えたら、統合はやむを得ないんじゃないかという住民の声もあるんですよ。だから、さっき音喜多議員の町政懇談会の町長の話なんかで、そういう話も、やっぱり町長もこういう考え持っているんだと。住民はどうかというようなことも必要だと思うんですよね。ただこの、お上のつくるものだからもう言うこと聞けというような、言葉悪いですけども。そういうことじゃなく、やっぱり地域の人の声をいろいろ聞いて、それでアンケートとって、在校生ばかりでなく、これから入れる子供もいるだろうし、卒業された方もいるんですから、それらの声を聞きながら、将来的には厚岸の財政的なことを考えて、今の場所がいいのか、違う場所がいいのか。そういうことも、これ少し検討していくべきだと思うんです。

それから、福祉についてでございますが、いろいろ、身体障害者の手帳なんかは、私も障害者ですから、そのあれはわかります。ただ私言いたいのは、先日もこういう住民がいたんですよ。福祉の方にも相談したんですけども、話しましたら、その方は年齢幾つですか。65歳となっておりますか。障害者手帳持っていますか。残念ながら、年齢はまだ65歳になっていません。障害者手帳持っていない。ただ、病弱でもって、だんなさんが船乗りさんです。今、ちょっとさっきも話しましたけども、出ますわ。いるらしいんです。行っちゃうと、1人だとどうしても血压高くなって何かこう倒れたりなんかする症状が出るものですから、毎度救急車を呼んだりしているらしいんです。だから福祉の方で、昨日も説明がありましたけど、ハートコールというんですか、何かこういうのがありますね。これをどうですかとお話ししたら、いや、そういう制度がないからだめなんだというお答えをいただいたんです。そうじゃなく、そうであれば制度をつくれればいいんですから。大したこれお金はおかからないと思うんですよ。だからそういうのを調べて、そういう人たちに、1人である方に、電話の、例えば朝起きたら、地方に行かれています方はほかにいますから、電話ばんばんかけるらしいんですよ、朝。「おい、起きたか、元気か」という。ところが船乗りさんの場合は、電話が通じればいいですけども、これ出ちゃうと、電話届きませんから。やっぱり心配でもって、仕事していても、大変心配だということでもって、いや、どうかならぬかというご相談をされているわけです。

それからもう1つの方の、児童館でございますけれども、これ町長に聞きましたら、今度専任のあれを置いて、2名障害者いれば専従を置くということで、大変結構なことだと思うんです。これも、自閉症というんですか、持った親がおられまして、日曜日はまあ仕事休みですけども、土曜日の日、結局仕事があつて、子供が休みなものですから、もう今年から1年生、学校に上がりました。児童館に行きましたら、いやいや、障害者の場合は、親がつかないやだめなんだと、そう断られた。だからそれはどうかならぬかということをおわれたものですから、それで今回こういう質問をさせていただいたんですね。そういうことありますから、その辺ももう少し、きのうも福祉事業の内容、事業の中に、高齢者やハンディを持った人に優しい地域サロンづくりの提唱何とかいう、福祉事業で言われていますし。

それから、保育の充実。これは4期総合計画ですか。障害児保育事業の推進。それからこれは、障害児童福祉の方でなくて、障害者の住みよい町づくり。障害者が

住みいいまちをつくるですか、こういうふうに書かれていますけど、その辺を、再度ちょっとお答えをいただきたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 まず私の方からは、学校関係のことについてお答えいたします。

まず、真龍小学校の改築計画の財源内訳というか中身でございますけれども、全体事業の中でお答えいたします。全体事業費が16億 4,200万、約 200万。そのうち国庫補助金が6億 3,900万、地方債が6億 2,800万、一般財源がそれ以外で3億 7,500万を見込んでおります。

続いて、学校の統廃合と真龍小学校の位置の関係についてのご質問でございます。まず、統廃合の問題につきましては、先ほどお答えしたとおり、私自身もやはり同級生がいなくなるような状況、ですから小学校でいえば12名以下、中学校でいえば6名以下の部分については、教育の関係でも問題があるのではないかなというふうに、基本的には考えております。議員のご指摘のとおり、それぞれの学校が平成19年度までの予定者というのは、もう既に把握ができるわけです。そういう状況の中で、かなり小さくなる学校ももちろんございます。その中で、私自身もこれから地域の方とお話をしていかなければならない。その中では、特にお子さんたちが、こういう状況の中でやられていく。またその中で、ますます小さくなるというのは、これから学校を大きく改築する、あるいは建てかえるといったときに、当然、最低10年、できれば15年以上のめどを持たなければ、大きなお金を投資して建てるということは難しいのではないかというふうに考えるわけです。ですから、お話をする段階で、実際に計画にかかれるのが例えば20年度近くになったというふうに考えていくと、現在以上に小さくなることも当然想定されるわけですから、そこら辺も踏まえながら、地域の実情もお話しする中で、当然学校の先生の数、教員の数も生徒の数に比例して小さくなっていくわけです。その中で、しっかりした授業がどうなるんだろうかという部分も含めて検討していかなければならないというふうに思います。

そして、真龍小学校の位置の関係なんですけれども、現在のところでは、私自身も今の位置の方が望ましいのではないかというふうに考えております。その1つは、統廃合があったとしても、これだけの減少を見込みますと、現在考えられる計画の中でも、生徒数を、1つには十分吸収できるだろうという点が1点です。スクール

バスを利用した場合に、言ってみれば町の中の位置の違いによる大きな登校時間の差というのは出てこない。現在の場所に設置する利点としましては、やはりこれから地域に開かれた学校にしていきたいという中では、いろいろな施設、町の施設、もちろん買い物する施設、あるいは警察、消防、その他役場も含まれます。いろいろな施設に近いところに学校があるということが、子供たちにとっても社会体験として望ましいでしょうし、地域の人たちにとっても、小学生が町の中を行き来するという状況が、できればつくっていききたい、そういう形でいうと、現在の位置が望ましいのではないかなというふうに考えております。

ただ、敷地的に、若干狭い部分があるかもしれない。その部分については、先ほど1回目の答弁でお話ししましたけれども、できれば、どんな形になるかは別にしても、地域に開かれた、社会教育的な施設もあわせた形で考えていったときに、その広さの面も含めて考えなければなりませんけれども、現在のところは、今申したような考え方でおります。

議 長
保健福祉
課 長

保健福祉課長。

私の方からは、福祉施策にかかわる2点についてお答えを申し上げたいと思いますが、まず、厚岸町は、身障者の方々の方に対する優しい町づくりということで、平成10年に身障者福祉計画というのを定めて、福祉に関する施策展開をしてきているということでございます。しかし、この施策を展開するに当たっては、それぞれ財源を伴う事業等が多々あるわけでありまして、これを展開していくためには、補助の関係あるいは支援をするというようなことに対して、一定の基準あるいは一定の限界というものがあるということもご理解をいただきたいと思うわけでありまして、

先ほど病弱でだんな様が不在の時期が多い方、しかもなおかつ救急車等で病院に運ばれる回数が何度かあったという方に対する対応でございますけれども、ハートコールというお話がございました。ハートコールは、独居の方に対するコミュニケーションを図るための制度でありまして、この場合は緊急通報システムということがなじむ制度であろうというふうに考えます。この緊急通報システムに関しては、高齢者、いわゆる65歳以上の方、それから身体障害者手帳をお持ちの障害のある方、その世帯に対して、本人の要請に基づきまして設置をさせていただいているという状況でございます。昨日もお答えをさせていただきましたけれども、現在まだ残余の保有台数もあります。これは、1台当たり10万ほどする機械でありまして、望ま

れるすべての方に設置できれば、望まれる方には喜ばれるんでしょうけれども、そういう基準や、限界というものがあるということでございます。ただ、この制度そのものは、介護予防生活支援事業条例という条例の中で規定をされておまして、ここに、原則高齢者、身体障害者の世帯ということになってはいますが、これに準ずると認められる世帯という文言はございます。この方に対する対応というのは、なお詳しく、職員をそのお宅に訪問をさせていただいて事情を聞いて、これらに該当するというふうに認められる場合は設置をさせていただけるのではないかとというふうに考えますが、なお詳しい情報を得たいというふうに考えております。

それから、児童館の関係でございますが、保育所の方は、現在厚岸保育所と、それから真童保育所2カ所で障害児の方の対応をさせていただいておる。保育所の実態を見させていただくと、障害の程度にもよりますけれども、保育士と障害児、マン・ツー・マン、1対1のお世話といえますか、そういうことが必要であるということでございます。児童館も、記録によりますと、障害を持たれている方のお母さんから相談をいただいたと。原則この児童館というのは、厚生施設であって養育施設ではないというのが大原則でありまして、ただし、その障害を持たれる方も一緒に同級生と遊んだり勉強したりということさせたいというのが、これは親御さんの心情だろうと思います。対応は非常に難しい面がありまして、そこでお母さんが、自分がついていくから受け入れてもらえないかというお話をいただきましたので、今、友遊児童館、それから子夢希児童館、両方の児童館で受け入れをさせていただいているという状況ではありますが、ただ、現在所長以下2名、全員3名ですね、厚生員と、それから指導員と3名体制で、利用状況を見ますと、子夢希児童館の方は1日平均50名弱の方の利用があります。それから友遊は30名を超える利用がございます。それらの子供たちに遊びを教えたり、パソコンを教えたり、あるいはキャンプをしたり、遠足をしたりという事業をやっているわけですが、そのマン・ツー・マンでやらなければならない対応、これはやはり補助制度を、調べましたらあるようでありまして、しかしこれは2名以上の障害を持たれる方の入所があつて初めて追加されるという条件があるようでありますから、その辺の利活用を検討して対応してまいりたいというふうに考えております。

議 長

19番、佐齋議員。

19番

教育長の意見、大変よくわかりました。ただ、さっき申しましたように、現状あ

りきでなく、やっぱりある程度、これだけの何せ金かかるんですから、地方債と一般財源で9億何がしかの金かかる。財政的に大変なときにかかるんですから、やっぱりもう少し地域住民の声を聞いて、場所はどこがいいのかと。私も議員になって3年になりますけれども、どうも、割合出たときにはもう大体決まっている……、決まっているといえばあれなんですけれども、そういうような感じあるものですから、もう少し開かれた、前向きに方針を出していやこういうふうにやりたいんだけど、この場所でどうなんだというふうなことも、もっとオープンに出していただいて、それで議論されてやった方がいいと思うんですよね。

話ずれますけれども、前にもテレビなんかで、ニセコが駅前に何か温泉的なあれを建てるとき町民にあれしたら、もう何億もかかると。そうしたら町長が、これは大変だと。それでもう1回見直ししてくれと。町民に投げかけてやって、かなり小さいものでも満足もできたと。そういうふうに町民は満足するんですよね。だから、いろいろ施設もそうだと思うんですよ。やっぱり住民が議論して、よしやろうと。ある程度金かかっても、やっぱり何やろうと思うのは、負担するのはすると思うんですよ。ただ、その辺を、やっぱりある程度住民と話をされた中でもって、どこの場所がいいのか。将来的にやっぱり人が減った場合、今の糸魚沢みたくなくて、つくったのはいいけれども、昨日も出ましたけれども、ああいう形になりますから、そうならないように、やっぱり5年、10年、15年、そういう長期のスパンを見ながら、やっぱり計画を立てていただきたいというふうに思います。

それから、福祉の方でございますけれども、緊急何とかいう、結構かかるんですね。私、決してそういう、だからその辺のかかわり知らなかったものですから、あれですけども、ハートコールというのは対話ということですね。私、それでもいいと思うんですよ。だからさっき言ったようにだんなさんが、「おい、起きたのか」と、「大丈夫か」だけでも安心するというんですよ。電話うちにかけるだけでも。ところが、おかにいけば、仕事の合間にかかりますけれども、出ちゃえばかけられない。それから、船の場合はもう沖に行っちゃったら電話できませんから、だからそれも心配だということですね。だからそのうちは、向かいに年寄りがいるものですから、このじいさんばあさんに頼んで、朝、窓開けて、流しの窓が開いていれば電話かけないんです。開いていないと「起きました」と電話かけるんです。そういう向かいのおじいちゃん、おばあちゃんにお願いしているらしいんですよ。極端

な例ですけれどもね。そういうものがあるものですから、もしできれば、ききましたら何かボランティアでもってやらざるを得ないのかなと思いますので、なるべく、できればそういう形でもってやっていただければ。

それから、児童館のことですけれども、何か国補のあれでもって2名以上がいれば、こういうふうな制度ができるということで、ぜひこれも、障害児を持った親御さんって大変だと思うんですよね。それはまあ障害の程度によります。本当にもう親がつかなければどうにもならない子をそうやって預けられても困ります。ただ、自閉症あたりの場合、強度でなければ、ある程度ほかの、皆さん学校でもそうですけども、和合して遊ぶことができるはずなんです。だからその辺を前向きに考えてみてください。

よろしくお願ひしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

再々質問にお答えをさせていただきます。

それぞれについては、詳しく課長から答弁をさせていただきましたけれども、ハートコール、緊急通報システム等、課長からお話しいたしましたけれども、厚岸町介護予防生活支援事業条例というものがございます。先ほど緊急通報システムについては、課長から、準ずる者ということで再調査をさせていただきたいというお話がございました。私もその事例が適用できるのかどうか、直ちに本人に行って調査するよう、さらに積極的に取り組んでまいりたい、かように考えます。

さらにはまた、障害を持った児童の関係ですが、これも大事な、週休2日制となった今日の児童の教育、大事な課題でございます。この問題についても、2名以上ということがございますけれども、積極的に取り組んでまいりたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

なおまた、真龍小学校改築につきましては、教育委員会の所管であります。財政を持つ町長といたしましても、教育委員会とよく連携を図りながら、期待にこたえられるように前向きに取り組んでまいりたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議 長
教 育 長

教育長。

ご指摘のとおり、いろいろな方たちのご意見を聞く中で議論を深めるということ、皆さんに納得していただくよりよい学校をつくっていくということにつながる

んだろうというふうに思います。

今年度から、前に議会でもお話ししましたがけれども、学校評議員制度というのを取り入れたいと考えております。これはPTAではなくて、地域の方たちに、学校はこういうことをしています、学校にどういうことを望みますかというふうな校長の諮問機関というふうな形で意見を聞く機関ということでございます。先ほどもお話ししましたがけれども、真龍小学校の改築に当たっては、まだ年次があるんですけども、早い時期に学校関係者、地区住民とも話し合いを持ちたいというふうに考えております。これには、1つには、やはり今まで学校をつくる場合も、ややもするとその学校の先生が余りお話し合いに入らないというふうな状況もあったやに聞いております。実際に使われる先生がどういうふうな教育をしたいか。今かなり開放的な学校もできております。いろいろな先進事例も先生たちも非常に詳しい、そういう部分も意見を聞きながら、そして地域の方たちの、こういう学校であってほしいというふうな意見を聞きながら進めてまいりたいと存じますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長 以上で佐齋議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました8名の議員の一般質問を終わります。

議長 日程第3、陳情第2号 有事法制の慎重審議を求める陳情書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 お諮りいたします。

本陳情については、急を要するため、委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長 9番、木村議員。

9番 ここに「有事法制3法案に反対する」という立場で、この提出者は、代表ですね、なっておりますね。私は有事法制は、内容は慎重に検討はする必要があると思いますが、有事法制3法案なるものは、もう既に何十年も前からこう整備しなきゃならぬものだと思っているものでございます。こういう立場の人が出すものは、むしろ偏った意見になるのではないかと感じて、疑問を感ずるものであります。

議 長 木村議員、ちょっと発言の趣旨が違うんじゃないですか。これは既に提出されて、受理されて、上程しているわけですから。質疑の段階でこのことを……。

9 番 9 番 できるものならね。

議 長 それでは、ここで採決しなければならないんですよ。この本会議で審査するかしないかを。採決しますか。

ご異議がありますので、この陳情書を本会議で審査することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数。

本陳情書は本会議で審議することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本陳情を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択することに決定しました。

議 長 日程第4、発議案第1号 厚岸町議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

1 番、稲井議員。

1 番 ただいま上程いただきました厚岸町議会議員の定数を定める条例について、その提案理由を申し上げさせていただきます。

私たち厚岸町議会議員の定数は、現在、地方自治法第91条2項の規定により、厚岸町議会議員の定数を減少する条例で20人と定めております。これは、法で厚岸町の人口から議員定数が26人と定められているものを、条例で6人減の20人としてい

るものです。この条例のもととなります地方自治法第91条が、地方分権の進展を受けまして、市町村議会議員の定数を法で定めるのではなく、それぞれの自治体の条例で定めることにこのたび改正され、平成15年1月1日施行となりました。

この改正により、本町議会は、22人以内の議員定数を、今年の12月末までに条例で定めなければならず、このたび厚岸町議会議員の定数を定める条例として提案するものです。

なお、条例の内容は、ただいま事務局で書類を配付してありますとおり、議員の定数を今まで同様20人とするものです。

以上、説明を終わりますが、議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同をいただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第5、発議案第2号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

1番、稲井議員。

1番 ただいま上程いただきました発議案第2号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則について、その提案理由の説明を申し上げます。

本町議会では、議長主催の議員研修会など議員の派遣については、従来3月の定例議会において議会の承認を得ておりましたが、議員派遣について法的な裏づけは特にありませんでした。このため、全国長村議会議長会を初め市議会など関係団体が議員派遣の制度化を国に要望していたところ、本年3月28日の国会において、議員派遣に係る地方自治法の一部改正案が可決成立しました。これに伴いまして、議

会の標準会議規則が改正され、本町議会も同様の改正を行おうとするものです。

内容は配付してあります議案書のとおり、議員の派遣に係る内容の条文を1条加えるもので、これにより、従来行われていた議会の承認に法的な裏づけがなされるということでもあります。さらに、災害発生のような緊急時についても、議長において議員を派遣することができることとなります。

以上、簡単な説明ですが、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。
ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第6、議案第45号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程いただきました議案第45号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

釧路支庁管内町村公平委員会は、厚岸町を含めた9カ町村と5つの一部事務組合によって共同設置しておりますが、同公平委員会委員について、本年4月末をもって4年間の任期が満了することから、後任の委員として次の3名の方々を選任するため、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求めたく提案するものであります。

この3名の方々の所属町村及び氏名については、釧路町の村田秀雄氏、標茶町の廉沢範雄氏、鶴居村の増子勝博氏であり、それぞれの三方の経歴については、厚岸

町議会第2回定例会議案書7ページから9ページの経歴書のとおりであります。同意方よろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。

よって、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 日程第7、議案第46号でございますが、議案についての参考資料の中で訂正がありますので、この訂正を求めます。

農政課長。

農政課長 大変申しわけございません。11ページの参考の資料の2のところでも誤りがあります。受益戸数という見出しになっているところがありますが、17戸という数字が入っております。ここは30戸の誤りですので、訂正をさせていただきたいというように思います。申しわけございません。

議長 日程第7、議案第46号 畜産基盤再編総合整備事業の草地及び施設の設置委託契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

農政課長 ただいま上程されました議案第46号 畜産基盤再編総合整備事業の草地及び施設の設置委託契約の締結についての提案理由を説明いたします。

本事業は、畜産基盤再編総合整備事業実施要綱に基づき、北海道知事に対し、厚岸東部地区の計画決定の申請をしておりましたが、5月31日付で実施計画決定通知を受けましたので、町が北海道農業開発公社に委託して草地造成及び改良を行う基本施設整備について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求

めるものでございます。

まず、1は事業名であります。畜産基盤再編総合整備事業という名称がついております。2の契約の方法であります。契約の相手方である財団法人北海道農業開発公社が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する主務官庁の許可を得た法人であるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し、当該法人との随意契約とするものでございます。3は契約金額であります。総事業費から国費を除いた残額1億237万3,000円です。4の契約の相手方は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、財団法人北海道農業開発公社であります。

次、11ページをごらんください。

参考となる事項を記述した資料であります。1は、事業の概要、委託金額の内訳であります。請負施設整備の工種内訳は、草地造成改良23.6ヘクタール、草地整備改良535.9ヘクタールで、事業費の小計が3億2,486万3,000円となり、これに対する国・道補助金70%に当たります2億2,736万7,000円を差し引いた委託金額は、9,749万6,000円となり、さらに事務費、建設利息を加えた委託金の合計は1億237万3,000円となるものでございます。この事業の実施期間は、平成14年度から17年度までの5カ年間、事業実施区域は次の11ページにお示ししておりますが、別寒辺牛、茶内原野、トライベツ地区の全域で、受益戸数は30戸でございます。

次に、13ページをお開きください。

13ページの資料は、畜産基盤再編総合整備事業、厚岸東部地区の全体像をあらわした資料でございます。このたび議会の議決をお願いしておりますのは、左縁の列で申し上げますと、上段に区分しております委託物件というところであり、このほかこの事業総体としては、下段に区分しております譲渡物件、畜舎や家畜排せつ物土地還元施設などの農業用施設や農機具につきましては、完成後あるいは納品後、町が農業開発公社から施設や農機具を購入し、受益農家に等価で売り払うというルールになっておりまして、町が農業開発公社からこれらの物件を取得する際に、議会の議決をお願いすることになっております。

なお、この事業に係る予算措置についてであります。平成14年度に係る歳入歳出については、当初予算で既に措置をしておりますが、平成15年度以降に係る財源措置につきましては、今議会において債務負担の設定をお願いしているところでございます。

なお、本事業は、総事業費の50%近くを家畜ふん尿処理施設、堆肥舎でありますとか尿だめ、こういった整備に充てることにしており、この農家負担を軽減するため、北海道の食料環境基盤緊急確立対策事業、いわゆる新パワーアップ事業を導入し、町としても14年度から16年度までの3カ年で約2,846万7,000円の支援を行い、農家負担を5%にとどめるという支援をする計画であることを申し添えまして、提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。

9番、木村議員。

9番 ちょっと質問がございます。

11ページ、既存施設の中に草地造成改良とございますね。草地の整備改良と2つありますが、造成改良の場合に、どういう事業をなされるのか、ご説明願いたい。と申し上げますのは、新たな牧草地つくるために、いわゆる我々のいう木わら、あれして、開墾のように新たにそういう施設をつくるのかどうなのか。やはりそういうのであれば、気をつけなければならぬ。自然環境を守るためには、片っ方では木を植える、片っ方では一生懸命森林破壊するようでは、ちょっと考えなきゃ、問題も含むんではないかと思しますので、考え方をお願いしたい。

議長 農政課長。

農政課長 お答えを申し上げます。

草地造成改良というのは、平たく言えば新しく草地をつくるということでありまして、現在ある草地を更新するということではございません。なぜこういった造成改良という面積は、23.6ヘクタールですが、含まれるかといいますと、これはこの補助事業と我々の考え方の矛盾なんでありまして、いわゆるこの事業の基本的な考え方は、規模拡大、それに伴う飼料の確保の増産、こういったことが基本的な考え方になっております。したがって、一定の割合の草地造成というのが条件になっておるといってございまして。

しかしながら、今回この造成改良を行おうとする場所は、例えば一団の土地の畑の中で、部分的に木わらになっているといったようなところを開墾をして草地にするといったようなことを中心に考えておりまして、大きな面積を新たに開墾すると、こういった形はできるだけ避けるような計画にしております。

議長 9番、木村議員。

9 番 今、離農対策を、いわゆる牧草地在簡単に言えば余っている。そこを利用する人が少ないと悩んでいますね。そういう場所ですと、新たな木も切らなくていいし、新たな自然界の破壊もしなくてもいいと思うんですが、こういう制度は、国の制度は、ある面では矛盾しておる面がございますわな。やはり、できたらできるだけ新たな環境を壊さないように、牧草はさらに堆肥を上げる方法を考えていったら、これは申し分ないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議 長 農政課長。

農政課長 繰り返しになりますが、この事業の基本的な考え方がそうになっている。一方で、この地域の家畜ふん尿処理施設、これの整備がおくれているという実態もあります。我々の最初の考え方は、家畜ふん尿処理施設の整備を進めるためにということで、高率の補助事業をこの地域に導入をするということが第一にありました。したがって、事業費の5割近くをこの家畜ふん尿処理施設に割いているわけでありまして、事業費の5割近くをこの家畜ふん尿処理施設に割いているわけでありまして、それをやるためには、今申し上げましたような規模拡大という事業の趣旨、これは道営事業も含めてすべてそうなんです、規模拡大が前提になっておりまして、何がしかの草地造成と、新たに造成するという面積がルールとして必要となつてまいります。したがって、我々としては、やむを得ず最小限度の草地造成をやらざるを得ないということで、この事業になつたわけでございます。

議 長 9番、木村議員。

9 番 わかりましたが、できるだけ自然界を破壊しないように、あるいは一生懸命牧草をつくるために、谷間の際まで表土をはいで、後から崩落、決壊、そうしなきゃならぬような結果を生まないような、十分なる配慮の上にこの仕事を進めていただきたいと要望しておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

議 長 答弁いいですか。

農政課長。

農政課長 今回の事業だけではなく、今後の事業も含めまして、十分その辺は、今、発言の趣旨を理解をして、意を尽くしてまいりたいというふうに思います。

議 長 11番、谷口議員。

11 番 この契約の相手方についてお尋ねをしたいんですが、先ほどの課長の説明では、主務官庁の指定を受けた団体と随意契約と。これは道内には北海道農業開発公社以外はないんでしょうか。

それから、この仕事を進めていく中で、工事を進めるに当たっては、地元之恩恵があるのかどうなのか。でき上がったもので農家が恩恵を受けるのは当然なんですけれども、この工事を進めるに当たっての恩恵はあるのかどうなのか。その辺お尋ねいたします。

議 長 農政課長。

農政課長 お答え申し上げます。

先ほど申しあげましたように、農業経営基盤強化促進法の法律に基づく主務官庁というのは、北海道においては北海道農業開発公社だけということになっております。それでこの草地整備、草地造成、草地改良につきましては、農業開発公社が直接工事をを行うということが条件になっておりまして、したがって、地元の業者がこの工事に入れる条件というのは全くないということでございます。

議 長 11番、谷口議員。

11番 結果的には独占なわけでしょう、農業開発公社が。以前からもうほとんど機械から人から全部を持ってきて、そして仕事をそれをすると。そういう事業のあり方というか、この辺もやはりもう、今の時代になってきたら、やはり当然変わっていかねばならない問題ではないのかなと。そして、この公社自体が道だとか、開発の、天下りでも、ほとんどそれを押さえてしまっていると。いろんな疑惑も、この中にはないとは言えないようなことが、以前は随分言われている。そういうあたりをやはり、この制度を維持しながらも、やはりその運用に当たっては、きちんと時代に沿って変えていくということも大事ではないのかなというふうに考えますが、その辺はどうですか。

議 長 農政課長。

農政課長 北海道開発公社というのは、どちらかというと道営事業の一角を農業開発公社が担っていると、こういう形でございます。この制度、こういった事業ができた当初は、いわゆる技術的ノウハウ、それから機械力という面から見まして、これに対応できる業者がないという前提で、主務官庁がこの北海道農業開発公社を主務官庁の許可法人にしたという状況でありまして、現状においては、民間の業者がこの事業をできないという状況にはないというふうに考えておりまして、これも制度としては非常に大きな問題を抱えているというふうに認識をしております。現状においては、こういうやり方についての改革というのも当然考えられていかなければな

らないというふうに思いますので、我々としても、そういう立場で今後とも対応したいというふうに考えております。

議 長 11番、谷口議員。

11番 町長、この問題で働きかけていく考えありますか。

議 長 町長。

町 長 今、担当課長からお話ございましたとおり、法的なこともあります。しかしながら、地元経済の活性化という町長としての責任もございました。今ご指摘のありましたとおり、地元潤いを受ける事業として、これから進めていくのはどうか。さらにはまた、今後の工事のあり方についても検討すると同時に、強くこの点についても、関係者に交渉してまいりたい、かように考えております。

議 長 他にありませんか。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時。

休憩時刻 11時57分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 13時00分

議 長 日程第8、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました議案第47号 工事請負契約の締結について、提案内容の説明をいたします。

フッポーシ川砂防ダム建設工事1期工事は、防衛施設局から障害防止対策として厚岸町が委託を受け、矢臼別演習場内からの土砂が厚岸湖岸への流入を防ぐため、既にトライベツ川砂防ダムでも実施しておりますが、今般フッポーシ川に第1期工事として、平成14年、15年の2カ年国債事業で工事用道路と砂防ダム、基礎工全部と、堤体工の一部を整備しようとするものであります。

14ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

内容であります。1として工事名、フッポーシ川砂防ダム建設工事1期工事。2、場所 厚岸町大字別寒辺牛村。3、契約の方法 地方自治法施行令第167条による共同企業体2社と単体6社の合計8社による指名競争入札であります。4として請負金額 2億7,615万円です。5として請負契約者 萩原・ホクホウ・中村経常建設共同企業体。代表者として、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地16、ホクホウ建設株式会社、厚岸郡厚岸町字宮園町19番地1、中村開発株式会社です。

参考といたしまして、工事概要。工食用道路延長1,991メートル、幅員4.5メートル、路盤工として、再生コンクリート骨材40ミリ級を厚さ35センチにするものです。排水工が1式であります。

砂防ダムの1期工事として、砂防ダム全体延長182メートルのうち、堤長43メートル、堤高、これはダム本体の下から上までの高さですが4.3メートルから6.3メートル。天端幅、これは堤体上部の幅ですが1.5メートル。コンクリートの量として630立方メートル。堤体への取水を図るための矢板鋼、幅60センチ物47枚、長さ2.1メートルから4.6メートル。鋼管ぐい、ぐい径400ミリから800ミリ223本。これは砂防ダム全体堤長182メートルの基礎工になります。ほかに濁水処理施設として1カ所。これは工事施工時の汚濁防止を図るための施設であります。2として、工期。着手は平成14年6月25日から、完成平成15年10月31日までとするものであります。3として位置図、平面図、側面図、正面図は、別紙説明資料のとおりです。

次ページをお開きください。

位置図であります。茶内原野幹線道路終点から入った矢白別演習場内の道路から、フッポーシ川砂防ダム建設箇所までの実線で表示した部分が工食用道路で、近くに斜線の部分が砂防ダムの建設場所であります。

次ページに平面図がございます。矢白別演習場内の道路、アラシヤマ道からフッポーシ川砂防ダムまでの延長1,995メートルを幅員4.5メートルで工食用道路として整備するものであります。

次に、道路の土工正面図であります、切盛土及び排水工、再生路盤材による工事用道路整備であります。

次ページをお開きください。

砂防ダムの平面図ですが、フッポーシ川砂防ダム全体図をあらわしております。全体堤長 182メートルの基礎工として、鋼管ぐい 223本の打ち込みを予定しております。堤体工は1期工事として43メートルを整備し、工事作業中における汚水対策として、図面右側に表示してあります汚水処理施設を施工するものであります。残る堤体 139メートルと魚道工等については、2期工事以降で整備するものであります。

次に側面図ですが、ダムの高さや天端高がわかる図面となっております。

最後に正面図については、基礎工に当たる鋼管ぐいと、左側斜線部堤体工の施工部がわかる図面となっております。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

16番、音喜多議員。

16番

この砂防ダムに、今回汚水処理施設なるものがつくわけですが、逆に言えば、この汚水処理施設をつくらなくて……、濁水。これをつけるということは、それ相当な現地調査してのことだろうと思うんですが、これをつけるとなると、濁水の、かなりこれを処置しなければならぬくらい影響というか、逆に言えば、これをつけることによって、相当の汚れた水というか、砂防ダムによって、雨水なり集中雨なりで、この川がそのままストレートに来ないようにということになるわけですが、どうですか、この濁水処理施設というのは、このものだけではどの程度の効果というか処理能力があるのか。これをつけるということは、それ相当の調査されてのことだろうと思うんですが、その辺はどのようにとらえられていますか。

議長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

濁水処理施設はトライベツの1期工事からも整備し、実施してきております。これは工事作業に伴いまして、土砂を送ったり何かするときの水が、直接川に流れ込まないように、今の既存の川幅をとめながら、そういう工事に伴うのを1回集めて、

そこの濁水処理施設の方に水をポンプアップして揚げて、それである程度濁度がおさまった状態で、普通の河川というか、そっちにまた入れるという形で、あくまでも工事施工中の濁土を出さないという形の中での施設でございますので、これが終わった段階では濁水処理施設はなくなりますから、砂防ダムができた段階では、それはなくなります。あくまでも工事途中のものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第9、議案第48号 工事請負契約の締結について、日程第10、議案第49号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました議案第48号 工事請負契約の締結について、提案内容の説明をいたします。

町営住宅宮園団地については、平成5年度から建てかえ事業に着手し、現在まで5棟 112戸の建てかえを行っておりますが、引き続き6号棟を、建てかえ計画では30戸ありますが、情勢変化を考慮し、1棟20戸の建てかえを行うものであります。

19ページをお開きください。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

内容であります。1として工事名、平成14年度町営住宅宮園団地建設工事（建築主体）であります。2として場所、厚岸町字宮園町 194番地 227。契約の方法、地方自治法施行令第167条による共同企業体4社と単体6社の合計10社による指名

競争入札であります。4として請負金額、3億7,800万円です。5として請負契約者、影本・共和・経常建設共同企業体。代表者として、厚岸郡厚岸町松葉町一丁目5番地、マル勢影本工業株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町字港町106番地14、株式会社共和建設工業所。

参考として、1として工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造5階建て、延べ床面積2,187.367平方メートル1棟でございます。2LDK2戸、住戸面積戸当たり78.39平方メートル、身障者対応となっております。同じく2LDK2戸、住戸面積戸当たり74.79平方メートル、身障者対応となっております。同じく2LDK8戸、住戸面積戸当たり74.75平方メートル。3LDK8戸、住戸面積戸当たり78.54平方メートル。共用部といたしまして、風除室、廊下、階段、COMMONスペース、物置、プロパン庫、自転車置き場。住戸部として、玄関、ホール、居間、台所、洋室、和室、物入れ、押し入れ、便所、洗面脱衣室、浴室、燃料庫。外構といたしまして、通路、植栽、駐車場、これ砕石敷でございます。

解体といたしまして、既設の簡易耐火構造平家1棟4戸を3戸の解体でございます。これは42年から43年までに建てたものでございます。

工期といたしまして、着手が平成14年7月1日から。完成といたしまして、平成15年9月30日までとするものであります。

3として、付近見取り図、配置図、平面図、完成予想図は別紙説明資料のとおりでございます。

23ページをお開きください。

図面左側が付近見取り図で、四角く囲んだ斜線の部分に建設するものであります。それから、団地全体平面図であります。斜線部分に6号棟を建設するものであります。

次ページをお開きください。

1階平面図です。図面の下に2LDKのタイプ別を記載しております。A、Bとも身障者対応になっております。間取りは玄関、ホール、居間、台所、洋室、和室、物入れ、押し入れ、便所、洗面脱衣室、浴室、燃料庫となっております。面積に若干の差があります。

次ページをお開きください。

これが2階部分の平面図であります。同じく図面下にタイプ別を記載しておりま

す。3LDKは一般世帯用となっております。間取りは2LDKと比べ、洋室が1室多くなっております。2LDKのCタイプは高齢者対応の設備が整備されております。間取りは1階2LDKのKタイプと同じであります。

次ページをお開きください。

これが3階、4階、5階部分の平面図です。図面下にタイプ別を記載しておりますが、間取りについては2階平面図と同じですが、若干面積が異なる状況になっております。

次ページをお開きください。

これが完成予想図であります。5号棟に接続する建物となっております。

次に、21ページをお開きください。

続きまして、議案第49号 工事請負契約の締結について、提案内容を説明いたします。議案第48号の建築主体に伴う管設備でございます。

工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

内容であります。1として工事名、平成14年度町営住宅宮園団地建設工事（管設備）でございます。2として場所、厚岸町字宮園町 194番地 227。3として契約の方法、地方自治法施行令第 167条による共同企業体2社と単体6社の合計8社による指名競争入札であります。4として請負金額、5,911万 5,000円です。5として請負契約者として、太平洋・川端経常建設共同企業体。代表者として、釧路市春採五丁目16番17号、太平洋設備株式会社。構成員として、厚岸町字港町 103番地2、川端金物株式会社。

参考といたしまして、工事概要、給水設備、排水設備、給湯設備、衛生器具設備、ガス設備、消火設備、給油設備、換気設備。2として工期でございますが、着手が平成14年7月1日から、完成が平成15年9月30日までとするものであります。付近見取り図、配置図、平面図、完成予想図については、議案第48号で説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

9番、木村議員。

9 番 今ここにございましたように、公営住宅。建物、配管、電気、そろって住宅ができるものと、一般常識で認識しますよね。今、これ見たったら、附則があるでしょう。参考資料の説明資料の中にありますが、ここには議案としては、単価が少ないからですか、電気関係は入っておりませんね。これもやっぱりこういうときには、やはりちょっと、電気はこうこうこうしてつくるよと、電気は。電気関係は。単価が少ないから、議決事項でないから、説明資料の中にはあるけれども、中身はこうこうこうだ。この説明はやはり必要ではないでしょうか。今ここで、何もわからないわね。子野日公園のトイレもどんなものかわからない。例えばね。説明する必要はないといえば、それまでだけれども、いわゆる大きな関心持っている内容のものですね、これ。そんなものですから、確かにここには出さなくてもいいことにはなっておりますがね。そういう説明が必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

確かに関連することでございます。資料を出したからいいという判断で、私どもはちょっと解釈しましたんですけれども、質問者言われるとおり、当然関連することですから、一言そういう内容もつけ加えた方がよかったのかなという形で、今後についてはそういう形の中で説明していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それでは、議案48、49号の説明資料を説明させていただきます。

◎ついたのが5,000万以上の請負契約で議決を要する工事となっております。上段の方から、平成14年度町営住宅宮園団地建設工事の建築主体工事でございます。入札年月日が14年の6月11日、落札金額が3億7,800万円。請負業者といたしまして、影本・共和経常建設共同企業体。鉄筋コンクリート造の5階建てで、延べ面積が2,187.367平方メートル。2LDKが12戸と3LDKが8戸の合計20戸を建設するものであります。

次が平成14年度町営住宅宮園団地建設工事（管設備）でございます。入札月日は同じでございます。そして落札金額が5,911万5,000円となっております。請負業者が太平洋・川端経常建設共同企業体。摘要欄になっているのは、給水設備、排水設

備、給湯設備、衛生設備、ガス設備、消火設備、給油設備、換気設備ほかとなっております。

下段の方が、平成14年度町営住宅宮園団地建設工事の電気設備でございます。入札月日については同じでございます。落札金額が 2,761万 5,000円。請負業者名が高部・栗林経常建設共同企業体。摘要といたしまして、幹線設備、動力設備、電灯設備、テレビ共聴設備、街灯設備、緊急通報設備、自動火災報知設備ほかとなっております。

以上でございます。

議 長 9番、木村議員。

9 番 どうもありがとうございます。

ただ、私申し上げるのは、例えば、電気の方は私もわかりませんが、そういうものが一体どういうことで、恐らくわかる人いないと思います、専門外のことで。ただ子野日公園のトイレくらいわかりますな。ここには面積が 71.98平米とか、男子、女子と書いてありますが、男子は2つ必要ですね、種類が、便器の。それから女子は1種類ですか。何ぼつくとか、どうだということがこれでは何も我々はわかりませんので、面積だけだ。総面積だけ書いてありますね。その辺やっぱりもうちょっとわかるような説明の方法ありませんかね、これ。

議 長 建設課長。

建設課長 お手元の資料は、500万円以上は議会議決未済のやつ工事の発注状況の資料で、毎年議会開くたびに提出させてもらっている内容でございます、これの説明等は行ってございませんが、当然、今、質問者言われるとおり、便所が面積要件で出しておりますが、女子便所が何基云々というのは、当然予算審議や何かでは議論はされておりますけれども、一応その辺についてはどういう形の、もっと摘要に詳しく書くのがどうなのかも含めて、今後の資料としての提出の仕方の中での摘要の記載方法について、ちょっと検討させていただきたいと思います。

議 長 9番、木村議員。

9 番 けて、あんたを詰問するのではありませんからね。500万円以上は何で、何千万以上はいいというふうにやっているんですから。ただ、親切さとして、私たちもやっぱり関心の多いものは、同じ、金額は多少少なくとも、どんな中身だなということだけは把握しておきたいですよ。また皆さんの考え方もあるでしょうから、そ

れに対するひとつ、親切的配慮という意味で、これからひとつ研究していただきたいということですので、余り怒らないでひとつ。

議 長 町長。

町 長 お答えをいたします。

ご承知のとおり、議会ごとに工事入札状況というものを資料として提出をいたしております。5,000万円以上、議会で議決されるもの、この点についても、報告をさせていただいておるわけです。

ただいまご指摘のように、もっとわかりやすいものをというお話でございますので、検討させていただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

初めに、議案第48号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり決しました。

次に、議案第49号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

議 長 日程第11、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 ただいま上程いただきました議案第50号 工事請負契約の締結について、提案内容の説明をいたします。

この工事につきましては、門静地区の一部の住宅が大雨及び春先の流雪により床上浸水するとか、国道の一部が冠水するなどの被害がたび重なる状況にあり、地域

の長年の懸案事項であります浸水対策について、3カ年計画で公共下水道事業による雨水対策を行い、住宅などを浸水から守るための工事を行うものであります。

内容でございますが、1、工事名、門静第1排水雨水削渠新設工事。2、場所、厚岸町字門静。3、契約の方法、地方自治法施行令第167条による企業体4社、単体3社の7社による指名競争入札であります。4、請負金額、金1億1,025万円であります。5、請負契約者 ホクホウ・山崎土建建設共同企業体。代表として、厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地16、ホクホウ建設株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町宮園町160番地22、山崎土建有限会社であります。

次のページをお開きください。

参考として、1、工事概要でございますが、施工延長、長さ316.82メートル。樋門1基、有効断面、幅3.5メートル、高さ2メートル、長さ15.57メートルでございます。波板鋼製削渠、有効断面、幅3.5メートル、高さ2メートル、長さ301.25メートルでございます。転落防止さく、長さ609.15メートル、管理用道路、長さ77.54メートルでございます。2、工期でございますが、着手を平成14年7月1日から、完成を平成15年1月30日までとするものであります。3、位置図、平面図、正面図、施工断面図につきましては、別紙資料のとおりでございます。

30ページをごらんください。

位置図でございますが、門静第1排水雨水削渠新設工事の全体計画は、○で表示している部分と、その上の破線で示している部分を合わせまして、全延長1,102.66メートルの計画であります。平成14年度は、○で表示の実線部分、門静海岸を起点とし、JR花咲線の鉄橋下を通り、国道44号線付近までに樋門1基を設置のほか、波板鋼製削渠を新設するものであります。

次のページをお開きください。

平面図でございますが、左側が海岸で、右側が国道44号線でございます。海岸付近にはけ口工といたしまして樋門1基、これは有効断面が幅3.5メートル、高さ2メートル、長さが15.57メートルを設置しまして、それから先は有効断面、幅3.5メートル、高さ2メートルの波板鋼製削渠を長さ301.25メートルを新設するものであります。

右下の標準施工断面図でございますが、幅3.5メートル、高さ2メートルの波板鋼製削渠を設置のほか、その横には、幅2.5メートルの管理用道路を造成し、さら

に削渠の両側には、危険防止のため転落防止さくを設置するものでございます。

以上、大変簡単な説明であります、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。
ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第12、議案第51号 厚岸町土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政 ただいま上程をいただきました議案第51号 厚岸町土地開発基金条例等の一部を
課 長 改正する条例の制定について、その提案理由を説明をさせていただきます。

議案書の32ページをお開き願います。

厚岸町土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定について。

厚岸町土地開発基金条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するという
こととでございます。

厚岸町土地開発基金条例等の一部を改正する条例ということとでございますが、こ
の内容につきましては、基金条例11本でございますが、それらの基金条例11本全部に
わたっての同一の改正理由により一括の改正をさせていただこうとするもので
ございます。これの改正趣旨でございますが、本年4月に、いわゆるペイオフ解禁
ということになりまして、その事態に伴いまして、いかに町の公金といえども、
1,000万円を限度に預金保険機構の保険による保証がそれ以上預金として受けられ
ず、取引金融機関が預金保険法の第49条第2項の保険事故を発生させた場合、もつ

と具体的に申し上げますと、例えばでございますが、例えばその金融機関が経営破綻を起こしたり、その事例として預金債権の支払いが停止となった場合という、そういうケースの場合でございますが、その際に、厚岸町が有するいわゆる歳計現金であるとか、各種の基金であるとか、そういう公金を保護する手段の1つとして、重要かつ実効性のある手段として、預金債権と、それから借入金債務の相殺というものがございます。とりわけ今回挙げておりますが、基金に属する現金においては、同様に相殺というものによる保護を考慮する必要がありますけれども、皆さんご存じのとおり、各種基金条例というのは、繰入使用処分の目的、いわゆる使い道でございますが、これが厳格に特定されておりますために、このような非常事態といえども、相殺のための、年度を越える場合は繰り入れということになって、年度内は繰りかえということになります。年度内にしても年度外にしても、その相殺をするための繰り入れ、繰りかえ運用、これが現状の条例上ではどうしても不可能という、それを認める条項がございませんので、不可能でございます。そのために今般、平成14年度を終期とする厚岸町介護保険円滑導入基金条例、これがございまして、これは14年度で終わりですから、それを除きますそれ以外の11ありますすべての基金条例につきまして、この非常事態の際の繰りかえあるいは繰り入れの運用を一時的に可能とする規定を設けまして、年度内運用については繰りかえを、それから年度を越えて運用する場合には繰り入れというものを適用させていただき、迅速な相殺手続かつ公金保護対策を可能なものとさせていただこうとする趣旨でございます。

そこで、本条例、基金条例が11本ございますので、第1条から第11条まであるわけなんです。これらの11本の基金条例のうち、第1条から第5条まで、厚岸町土地開発基金条例、財政調整基金条例、減債基金条例、地域づくり推進基金条例、介護給付費準備基金条例、これらにつきましては、既に基金条例の中に繰りかえ条項、一時的に年度内で繰りかえをしてよろしいですよという条項がありますことから、それだけでは当然足りませんので、その条項にさらに年度を越えた繰り入れ条項というものを加えさせていただくという形になります。つまり条文の変更という形式をとらせていただきます。

それから、第6条から第11条までは、従来の基金条例中に繰りかえ条項等々一切ございませんでしたので、今回繰りかえあるいは繰り入れ運用条項、これらをあわせまして、新たに1条ということにして追加挿入をさせていただこうとする内容に

なっております。

条例の本文を順次説明させていただきたいと存じます。

32ページですが、第1条、これは厚岸町土地開発基金条例の一部改正ということになります。厚岸町土地開発基金条例（昭和49年厚岸町条例第3号）の一部を次のように改正をする。

第5条の見出しを、（繰りかえ運用等）に改めまして、同条中、「繰りかえて」の次に、「運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」という、こういう文言を加えるものでございます。前段も申し上げましたとおり、この条例の第5条に既に繰りかえ運用を認める条項がございますので、ただ、金融機関の事故発生時期によりましては、例えば3月であるとか、そういう発生時期によりましては、年度を越えた一時借用的なもの、そういう部分が発生をする状況も十分に想定されますので、それらの処理、戻し入れも含めまして、この繰り入れ条項をこのように、「又は」以降繰り入れ運用条項を加えまして、見出しも繰りかえ運用のみでなくて、等という部分で例示文言とさせていただくものでございます。同様に、第2条、厚岸町財政調整基金条例の一部改正ということになりまして、これもまた第1条と同様の趣旨、同様の改正の内容でございます。厚岸町財政調整基金条例の第7条の変更という形になります。それから、第3条でございますが、厚岸町減債基金条例の一部改正。これも全く同様に第6条の変更という形になるものでございます。

続きまして、33ページでございますが、第4条 厚岸町地域づくり推進基金条例の一部改正。これも全く同様でございます。推進基金条例の既存の第6条の変更という形になります。続きまして第5条でございますが、厚岸町介護給付費準備基金条例の一部改正。これも同準備基金条例の第5条の変更でございます。それぞれ第1条と全く同様の改正趣旨、同一の改正内容となっております。

それと、今までのとはちょっと変わりますが、第6条以降、第11条までなんですが、第6条 厚岸町奨学基金の設置・管理に関する条例の一部改正。第6条でございますが、厚岸町奨学基金の設置・管理に関する条例（昭和41年厚岸町条例第7号）の一部を次のように改正するというので、第6条、ここから11条までは、繰りかえ運用条項等々全くございませんので、繰りかえ及び繰り入れ双方の運用が可能となるような、そっくり第1条を追加挿入をさせていただくものでございます。

本条例につきましては、第6条を第7条とし、第5条の次に、下のように第6条といたしまして次の1条を加える。条文でございますが、（繰りかえ運用等）ということで、「第6条 町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用をし、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる」と、このような条文を追加をさせていただこうとするものでございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。続きまして第7条でございますが、同様に厚岸町総合体育館建設基金条例、これの一部を改正するものでございます。第5条を第6条とし、第4条の次に、第5条といたしまして、今申しあげました全く同様の1条を加えさせていただこうとするものでございます。

続きまして、第8条 同じく厚岸町営住宅敷金利子基金条例、これの一部を改正するものでございまして、第6条を第7条とし、第5条の次に、第6条といたしまして次の1条を加えるものでございます。

次に、第9条になりますが、厚岸町まちおこし基金条例の一部を次のように改正させていただくもので、第6条を第7条とし、第5条の次に、第6条といたしまして、繰りかえ運用等という次の1条を加えさせていただくものでございます。

同様に、第10条 厚岸老人福祉基金条例の一部改正でございます。35ページになりますが、第5条を第6条とし、第4条の次に、第5条といたしまして次の1条を加える。先ほどの文言同様でございます。

最後に第11条でございますが、厚岸町環境保全基金条例の一部を次のように改正する。第8条を第9条といたしまして、第7条の次に第8条といたしまして次の1条を加えさせていただく。第8条、申しわけございませんが、記載のとおり先ほどの文言と同様でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものがございます。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明ではございますが、種々ご理解の上ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

10番、室崎議員。

10 番 今まで私がこの議席に座ってから、恐らくほとんど例外なく、こういうような条例改正の出るときには、参考資料として、現行と、それから改正案の対照表が資料として出てきて、非常にわかりやすく説明をいただいたんですが、今回に限りそれをしなかった理由について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、内容に入りますが、今のお話を聞いておりまして、ペイオフというんですか、外国語で。1,000万までの保証というのが、これが民間、私には1,000万の預金がないので関係ありませんが、そういう民間だけではなくて、このような公金までに一律に適用され、自治体やあるいはいろいろな団体では非常に困っていると。そういうものでもって、公金の防衛策を図らなければならない。それで、1つの方法として、いわば相殺という手がある。それができるようにするために、こういうふうに条例を変えるんだという趣旨についてはよくわかりました。ただし、法解釈というものは、立法者の意向に沿って常に解釈されるものではないんですね。一たん制定された法というものはひとり歩きをしますね。立法者が考えもつかなかったような解釈というのは常にあり得ますね。これはまあ、法解釈のイロハですね。この条文を見ていきましたところ、「財政上必要があると認めるときは」というふうな限定の文言はあるんですが、「金融機関の破綻あるいはそのように準ずるような事態の場合においては」というような文言が、ここには1つも書かれていない。それでもなおかつ、そういう場合にだけ、今回の改正が使われる保証はどこにあるのか。まずこの2点についてお聞きしたい。

議 長 企画財政課長。

企画財政 お答えを申し上げます。

課 長 まず、参考としての対照表ということでございまして、これにつきましては、それぞれの11本にわたる基金条例の、しかも1条から5条までは変更という形になりますが、そして6条から同じ条文になります。11条までは一文がそのまま載つかるんですが、最終的には1条から5条の変更の部分につきましても、それからこれが6条以降の、新たに一文を載つかるものと全く条文が同じ形になるものですから、今までももちろん、その対照表つくって、それらの部分をきちっと参考資料として提出するのが確かにベストでございましたけれども、それをあえて対照表をつけなかったという特段の理由はないんですが、強いて言うと、同じ改正にしても、それ

から同じ条文がそれぞれの基金の中に挿入されるということでもございましたので、申しわけございませんが、それを割愛させていただいたことに、あとはこれと違って特段の理由がございませんので、ひとつそれらはまことに申しわけございませんでした。お許しをいただきたいと存じます。

それから、第2条の財政上必要があると認めるときはということでもございます。基本的に、この財政上必要があると認めるときはという規定が非常に白紙的な、行政側の、ある意味では裁量にゆだねられる部分、当然行政責任なりの部分は負ってくるんですが、条例上そうやると、条例的な部分である程度裁量がふえるんじゃないか。金融機関破綻のときのみ限定するなりということになるんですが、ただ、この部分だけは、少なくとも他の部分とかもいろいろ研究して、条文、確かにこういう一般的な文言でいいんだろうかということで、我々もちょっと考えてもみたんですが、当該金融機関が破綻した場合云々という、そういう規定が具体的にはどんなものだろうかという部分もありますし、それから既存のある繰りかえ運用、そういう部分では、やはりこれからのいろんな地方自治体の、こういう時代に、いろんな資金不足とか何とかが日常茶飯事に出てくるようなそういう場合にも、柔軟かつ適正にこれらの一般的な資金不足とか、今も1条から5条の基金の分にはありませんが、うちでは一切そういう繰りかえ運用というのはやっております。基金からの一時借入金みたいなものではあるんですが、これは可能なんです。金融機関から一時借入金を借りるよりは、その基金から借り入れた方が、基金の運用利益と、それからうちの金融機関に支払う利息コストとやって、むしろこの基金から借り入れた方が安いとかそういう場合には、このそういう繰りかえというのを1回、こういう情勢なので、やってみようかというような話もやってはおりませんが、そういうコストの上での繰りかえあるいは繰り入れの部分も、一時的な借り入れでございますので、ずっとそのまま使いつ放しでということではございませんので、一時的な借り入れの部分については、何らかの金融機関が破綻するという、完全な非常時のみならず、とりわけ繰りかえという部分については、今後のいろいろな複雑な金融情勢に、資金不足にもある程度低コストの経営を目指す意味では、それなりに注意してやっていってもいいんじゃないかという、いろんな部分が想定もされますので、ただし、その部分は、当然ながらそれを実施することによっては、当然ながら行政責任も伴いますので、いかげんなそういう裁量によって、恣意的に何ら正当、合

理的な理由なく、勝手におろして勝手に使ってもいいと、そういうたぐいのもので
ございませんので、確かにそこらはひとつご理解を賜りたいと存じます。

(「議長、議事進行」の声あり)

議 長 10番、室崎議員。

10 番 これでは審議に応じられません。ただいま条例の提出のときの趣旨と、質問した
途端に話が変わるんですよ。当初はペイオフ対策でもって、こういう条例の変更を
やるという話で条例の提出理由の説明をしたわけです。それで今質問をしたら、こ
ういう時世だから、基金の取り崩し、繰り入れ、繰りかえ、こういうものも適宜行
うこともあり得るから、こういう財政上必要があるときはというふうにしているん
だという説明がある。そうすると、これは提出理由の説明と全然違うものが質問し
たときに出てくるわけですから、このような形では審議に応じられないということ
になりますので、議長の方でよろしくお取り計らいのほどを願いたい。

議 長 休憩します。 休憩時刻 13時53分

議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻 14時17分
町長。

町 長 先ほどの企画財政課長の提案理由説明が不適切な部分がありましたことをおわび
を申し上げたいと存じます。

本条例改正の第一義としての趣旨がペイオフ対策でありますので、それを強調を
いたしました。金融機関破綻時のみならず、やむを得ぬ場合の基金運用を柔軟に
する趣旨などもあり、財政上必要があると認めるときはという部分としております。
ただし、基金運用といえども、繰り入れについては、歳入歳出予算で議会の承認を
得たいと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 10番、室崎議員。

10 番 私が言っているのはね、それがいいとか悪いとかいう部分にはまだ入っていない
わけですよ。その点は間違いないでくださいね、ただ、ペイオフ対策でやるんだと
いうことを提案理由の中で言っているはずですよ。それで文言等の異動について質
問が出たんです。そうしたら、さっきの提案理由はAだけだけれども、本当はBも
くっついているんだと。いやAから見ればBというのはごく小さいものかもしれま
せんよ。という話になったら、これは提案理由の変更ですよ。こういう質疑の中

じやできないんじゃないですか。もう1度巻き戻して、提案理由の説明をきちんとやるべきじゃないですか。議会の審議の流れとしてはそうなりませんか。だから、町長がおっしゃるのはよくわかりますよ。内容について今私言っているんじゃないですよ。形式の問題ですからね。それならば、もう1度提案理由をきちんとやり直せばいいんじゃないですか。私はそういうふうに思いますけれどもね。

議 長 町長。

町 長 先ほどの企画財政課長の趣旨説明については、私は前段おわびを申しております。さらに、今、本条例の提案理由について、私から説明を申し上げましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 休憩します。 休憩時刻14時18分

議 長 本会議を再開します。 再開時刻14時28分

町長。

町 長 議事進行に多大な時間を費やしたことを深くおわびを申し上げたいと存じます。

ただいまご提案いただきました議案第51号 厚岸町土地開発基金条例等の一部を改正する条例案の制定については、撤回をさせていただきたいと思います。

議 長 ただいま町長より議案第51号について、撤回というご提案がありましたが、これを了承することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号 厚岸町土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定については、撤回を認めます。

議 長 日程第13、議案第52号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算、日程第14、議案第53号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第15、議案第54号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、日程第16、議案第55号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政 ただいま上程をいただきました議案第52号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算、

課 長 1回目の提案理由を説明をさせていただきます。

平成14年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,735万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億 7,519万 2,000円とする。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということであります。

次のページをお開き願いたいと存じます。2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、2ページは歳入でございます。それから3ページは歳出でございます。それぞれ事項別に説明をさせていただきたいと存じます。

8ページをお開き願います。

8ページでございます。まず、歳入でございますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金でございます。3節の都市計画費補助金、説明欄ですが、都市再生区画整理事業補助金 700万円の増でございます。湖南地区の土地区画整理事業に充当いたします2分の1の補助金の交付決定を受けましたことによります今回の補正計上でございます。

それから、3項の委託金、3目の農林水産業費委託金でございます。1節の農業費委託金で、国営土地改良事業委託金44万 2,000円の増でございます。これにつきましては、釧路東部地域の農業現況調査業務委託事業、これに充当するものでございまして、国営土地改良事業の事後評価調査事務を受託をし実施をするものでございます。

それから、14款の道支出金、2項道補助金、4目の農林水産業費道補助金でございます。3節は林業費補助金 503万 6,000円。内訳ですが、緊急地域雇用創出特別対策推進事業補助金、これが 452万 8,000円でございます。

歳出の方では、17ページになりますが、この部分は内容は河川周辺の森林整備及び枝打ち事業、これに充当する補助金の計上であります。それからその下、シイタケ生産体制強化緊急対策事業補助金50万 8,000円でございますが、シイタケ産地宣伝業務に充当する2分の1の道補助金でございます。

それから、4節の水産業費補助金でございます。北海道ヒトデ駆除モデル事業補

助金 150万円でございますが、これ歳出は19ページでございます。同名の事業に充当する3分の2の北海道からの補助金ということになります。

それから、7目の教育費道補助金ですが、2節小学校費補助金、これも緊急地域雇用創出特別対策推進事業補助金でございます、237万8,000円の増でございます。障害児指導補助員1名の雇用経費に充当をさせていただこうとするものでございます。

それから、3項の委託金でございますが、4目の農林水産業費委託金。1節の農業費委託金65万1,000円。2本ございますが、それぞれ道営土地改良事業監督等補助業務の委託金、農業振興と農村整備の部分でございます、記載のとおりでございます。

それから、16款の寄附金、1項寄附金、9目教育費寄附金、4節の社会教育費寄附金でございます50万円。釧路太田農協さんから太田地区の公民館の講堂ステージ幕購入のための寄附されるものでございます。

17款の繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金、1節同名でございます。827万円でございます。本年度につきましてもまちおこし事業を募集をいたしまして、5月に内定委員会を開催をいたしまして、合計で8本829万6,000円。これの内訳が昨日皆さんのお手元にお配りしたものでございますが、8本829万6,000円、このように確定をいたしましたので、この繰入金の欄につきましては、利子の当初計上分2万6,000円を差し引きまして、この金額を基金より繰り入れをさせていただくものでございます。なお、これによります基金残は2億5,034万8,000円となるものでございます。

18款の繰越金、1項1目1節の前年度繰越金4,903万3,000円の計上でございます。5月出納検査の結果、13年度の実質収支が1億5,199万4,000円と相なりまして、法にのっとりまして8,000万円、2分の1以上、8,000万円を剰余金処分をさせていただきまして、財政調整基金に積みさせていただきました。残り14年度の純繰越金ということになりますが、それが7,199万4,000円で確定をいたしました。当初こは500万円計上しておりますので、今回のと合わせまして5,403万3,000円をそのうち計上済みとするものでございます。

それから、19款の諸収入、6項雑入、3目雑入、3節の雑入1,254万1,000円でございます。過年度児童福祉措置費等の負担金ということで26万5,000円。これは

前年度との精算によるものでございます。それから、国際協力事業負担金、JICA国際協力事業団、1カ月の職員派遣によります、それにかかわる人件費の補填措置分が43万7,000円という収入になるものであります。

それから、広域入所委託金でございますが、尾幌へき地保育所分28万3,000円でございます。省エネルギービジョン策定事業補助金1,155万6,000円でございます。NEDOによります100%の助成事業でございます。地域におきます省エネルギーの施策を企画立案をし、ビジョンとして策定する事業に対します補助金でございます。このたび交付決定を受け、計上するものでございます。

以上で歳入を終わらせていただきます。

10ページをお開き願いたいと存じます。

続きまして歳出でございますが、10ページの歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費。19節でございます。まちおこし補助金ということであります。歳入でも触れましたとおり、皆さんのお手元に配付をさせていただきました資料のとおり、本年度も8本の事業、合計で829万6,000円が内定委員会で内定をされましたので、当初計上分2万6,000円に加えまして、このたび827万円を追加補正をするものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、23節でございます。これにつきましては、11ページに記載のとおり徴税の収入払戻金でございます。当初と合わせまして800万円となるものでございます。このたびは450万円の増。当初と合わせまして800万円となるものでございます。

それから、3項の戸籍住民登録費、1目でございますが、同名戸籍住民登録費でございます。11ページの部分では、これは窓口サービスの業務従事職員の出産休暇等に対します臨時職員の雇用分ということになります。

それから3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。繰出金でございます。国民健康保険特別会計繰出金687万円、それから4目の老人福祉費でございますが、これは老人保健特別会計繰出金959万4,000円、それぞれ特別会計で別途内訳等々説明をさせていただきたいと存じます。

それから、2項の児童福祉費でございますが、1目児童福祉総務費でございます。床潭へき地保育所260万2,000円の増でございます。12ページ、13ページへ移りますが、その内訳として、13ページに記載されておりますとおり、共済費と賃金で

ざいまして、1名分当初見込みを上回る保育児童数の確定に対応するものでございます。尾幌へき地保育所につきましては財源内訳補正で、広域入所に係る財源内訳補正でございます。

4目の児童福祉施設費でございます。1,971万5,000円の補正額。内訳でございますが、真竜保育所の4名分、それから臨時保育士の追加でございますが、真竜保育所が4名分、厚岸保育所が3名分、奔渡保育所が1名分でございますが、これはそれぞれ3年度末の退職者の方々の補充。それから、これまた3保育所におきまますところの当初見込みを上回る保育児童数の確定に伴います臨時保育士の雇用、合わせまして8名分、1,971万5,000円の増額補正ということになっております。

それから、4款の衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費でございます。13節貸付金、就学資金貸付金、3月に議決をいただきましたとおり、厚岸町看護師等就学資金貸付条例の既に廃止をいただいておりますので、その廃止に伴う予算減額をこのたびさせていただくものでございます。

それから、4目の水道費でございますが、水道事業会計、これは農業水道使用料と農業水道費の財源充当、異動に伴う財源内訳補正ということであります。

14ページに進まさせていただきます。

1目の環境対策費でございますが、15ページにまたがりますけれども、省エネルギービジョン策定事業ということで、その他財源がNEDOから1,155万6,000円、一般財源4,000円ということで、合わせて1,156万円の計上でございます。歳入の雑入のところの説明をさせていただきましたとおり、その他1,155万6,000円がNEDOの助成金ということでございまして、内訳は委託料、13節の委託料を中心に記載のとおりとなっております。

それから、2目の水鳥観察館の運営費でございますが、15ページ、臨時職員賃金、これも歳入で説明しましたけれども、職員のJICA派遣に伴います1カ月分のそれを補う臨時雇用に係る分の経費でございます。

それから、5款の農林水産業費、1項農業費、4目農道費でございますが、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業、事務費の内容でございます。

それから、2目の農地費でございますが、これも同様、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業と。これにつきましても、監督補助業務に係る事務費の計上ということになっております。

それから、釧路東部地域の農業現況調査業務委託事業。内訳が次のページでありますが、賃金等、需用費、消耗品が上がっておりますが、国営の土地改良事業の事業評価調査経費の事務評価をするという、それらの調査経費の計上ということになっております。

それから、8目の農業水道費、農業水道一般でございまして、その他でございまして。このその他、水道事業関係分からの充当振替にした農業使用料ということになります。支出としては、給水装置工事の補助金、農業水道地区におきます未設置者に対して、本補助金項交付にのっとりまして、水道設置工事の一部を助成をするものでございまして、片無去の1件分ということになります。114万8,000円であります。

それから、2項の林業費、1目林業総務費でございまして。補助金として、上尾幌きのこ生産協同組合に対します生産技術向上経費等の一部助成ということで5万円でございます。

2目の林業振興費でございまして、委託料、河川周辺の森林整備枝打ち業務の委託料。歳入にございました臨時雇用創出特別対策事業補助金をもって12ヘクタールの森林枝打ちを実施をしようとするものでございます。

5目の特用林産振興費でございまして、シイタケ生産体制整備緊急対策事業、工事請負費でございまして、これにつきましては、これらの経費につきましては、センターみずからがハウスを持ちまして、新たな品種の栽培に着手をし、産地としての品種の選択肢、それを拡大するというのと、生産ロットの確保を図るという部分と、それからセンター運営の改善、それらを図るための設備導入を中心としたものでございまして、原材料の資材購入については、ハウス用の資材一式、それから備品購入費の機械器具購入については、ロータリー式充てん機1台、物置等の購入については、出荷作業用のプレハブ及びコンテナを購入する。これら等々合わせまして、シイタケ生産体制整備緊急対策事業628万4,000円の計上ということになっております。

それと、その下、シイタケ産地宣伝ということで、宣伝用品の作成委託料ということでございます。財源内訳ごらんになっておわかりのとおり、北海道の2分の1の補助を受けて、産地としての知名度を高めるためのPR活動に使用するためのシンボルマークあるいはロゴのデザイン委託やさまざまなグッズ作成委託、これが主

な内容になっております。

16ページの下、3項水産業費、2目水産振興費でございます。共同漁業権漁場ヒトデ生息調査事業でございますが、これ150万の減額になっております。単独事業費として考えておりましたけれども、2段下になりますが、北海道ヒトデ駆除モデル事業ということで、北海道の補助、3分の2の補助を受けてできる事業にシフトされますので、それらが補助採択を受けましたので、振りかえをするものでございます。

それから、中段で門静の海岸ホッキ漁場深淺測量事業。道の実施する当地域の離岸堤が13年度中に完成をせず、14年度その影響でこちらの方の事業が、14年度の目的達成ができなくなったために、今年度分を取りやめて先延ばしをするというもので、300万円を減額をするというものでございます。

それから3目の漁港管理費でございますが、旅費、特別旅費でございます、漁港協会表彰経費というものでございます。それから漁港施設でございますが、修繕料、これにつきましては、サンマ漁期に目がけましての船舶給水機の増設ということになっております。それから手数料ですが、漁港内のごみの不法投棄された廃タイヤ、あるいは廃家電物の処理手数料で4万6,000円でございます。

6款の商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。補助金でございますが、商業タウンマネジメント実現化計画策定事業690万円の計上でございます。湖南地区の土地区画整理事業の事業認可作業と連動をして、その中の複合各施設の具体的な構想や道道整備に係る補償概算調査、景観構想や商業の再編計画の策定をするため、主体となる商工会へ補助をするものでございます。これが690万円ということになります。

それから4目の観光振興費でございますが、アヤマ保護育成64万8,000円の計上でございます、次のページ、21ページになりますが、アヤマ保護育成研究補助金ということで、厚岸の観光資源でありますあやめが原のアヤマ保護のための厚岸の観光協会が委託をし、基礎研究データを調査してきたものを今年度も継続するために、補助金として支出をするものでございます。

5目の観光施設費でございますが、子野日公園トイレ整備事業。これは防衛庁の調整交付金をもって当初予算で計上しておりました、実施をしようとするものでございますが、このたび地質調査の必要が生じたために、21万円追加するもので

ございます。

7款の土木費、1項土木管理費、4目地籍調査費、地籍調査一般、印刷製本費でありますが、厚岸町の管内図5万分の1の在庫切れにより増刷費2,000枚分でございます。

それから、4項の都市計画費、4目の土地区画整理費でございます。湖南地区の土地区画整理事業、国が700万円ということで歳入でも申し上げましたとおりでございますが、今回その2分の1の補助採択を受けまして、事業費ベース1,430万9,000円とするものでございます。内容は、今回の補正計上の分は事務費の追加ということでございます。

それから、9款の教育費、2項小学校費、3目教育振興費でございます。小学校教育振興費で、財源補正であります。当初予算計上済みにしておりましたけれども、小学校の障害児の指導補助員、雇用1名分につきまして、このたび緊急雇用特別対策補助金を充当するためのものでございます。

5項の社会教育費、3目社会教育施設費でございますが、公民館管理費、備品購入であります。歳入でも触れましたけれども、消防検査などで指摘されておりました太田地区の公民館の講堂のステージ幕、これが老朽化しておりまして、防煙の機能もなかったことから、今般取りかえるべく購入費の計上でございます。

それから、22ページに移らせていただきますが、5目の博物館運営費でございます。郷土資料収蔵庫建設事業、地質調査委託料、これも子野日公園のトイレ同様、防衛庁の調整交付金で行う事業でございまして、設計の際に地耐力データ、これを必要とするために地質調査の委託料を追加計上するものでございます。21万円であります。

それから、6款の保健体育費、4目の学校給食費でございますが、学校給食センターの修繕料、これはボイラー、煙突、モルタル、剥離著しいため危険であり、緊急に煙突の補修を実施をする経費の計上26万3,000円となっております。

あと、12款の給与費でございますが、1項1目給与費で、23ページ横の方になりますが、総括表として人件費、給与費の人件費、トータル82万2,000円の減額になっておりますが、まず下の方になりますが、保健福祉課人件費というのがございます。主な内容でございますが、保健福祉課の人件費として、介護支援センターの嘱託職員が退職するための減額であると。それから、その2段下になりまして、水産

課の person 費。増養殖係の嘱託職員 1 名の新規採用により増額が主な増減でございます。

以上で第 1 条の歳入歳出予算の補正説明を終わらせていただきます。

1 ページへお戻りを願います。

第 2 条に移らせていただきますが、第 2 条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は「第 2 表 債務負担行為補正」によるということでございます。

4 ページをお開き願います。

4 ページでございます。第 2 表 債務負担行為の補正、追加であります。厚岸東部地区畜産基盤再編総合整備事業に関する債務負担。期間として平成 15 年から平成 17 年度まで。限度額として 2 億 1,133 万円。これにつきましては、さきの議案第 46 号にて担当課長の説明がございましたけれども、財団法人北海道農業開発公社が事業主体となり、14 年度から 17 年度までにわたって草地造成整備、農業用施設整備等をする事業でございまして、当該年度 14 年度は既に予算計上しておりますので、来年度以降の分につきましては債務負担をすることに対しまして、承認を求めるものでございます。次のページに調書の補正を添付をしておりますので、ご参照願いたいと存じます。

以上をもちまして、議案第 52 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 53 号の説明に移らせていただきます。

議案第 53 号 平成 14 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の 1 回目であります。

平成 14 年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,116 万 7,000 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 1,087 万 8,000 円とする。2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表の歳入歳出予算補正によるということになります。

内訳を説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

4 ページでございますが、まず、歳入でございます。6 款連合会支出金、1 項連合会補助金、2 目保健事業等推進給付金でございます。5 ページにも説明欄に書い

てありますとおり、429万7,000円の計上でございます。これは、10月からの医療制度を改正することに伴いまして、医療費の適正化のためのシステムを導入する経費に対しまして、連合会から給付されるものでございます。

それから、8款の繰入金、1項1目繰入金、1節の一般会計繰入金687万円でございます。当初と合わせまして2億15万9,000円とするものでございます。主にこの繰入金については、次のページにもありますが、償還金に充当するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。国民健康保険一般ということで、歳入でも触れましたとおり、10月からの制度改正に伴いまして、委託料を中心とする必要経費の追加計上でございます。

それから、7款の諸支出金、1項償還金及び還付金、3目の償還金でございます。償還金利子及び割引料、精算返還金673万1,000円であります。国から13年度に受けました療養給付費等負担金の次年度精算による返還金ということになります。

以上をもちまして、議案第53号、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号に移らせていただきます。

議案第54号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、1回目でございます。

平成14年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ959万4,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ12億6,811万3,000円とするものでございます。なお、2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開き願いたいと存じます。

4ページの歳入は繰入金でございますが、4款繰入金、1項1目、節一般会計繰入金959万4,000円。トータルとして7,533万3,000円とするものでございます。

6ページへ進まさせていただきますが、6ページ、歳出でございますが、3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目の償還金でございます。償還金は7ページにありますとおり、医療費の交付金の返還金でございます。これまた国保会計同様、13年度に受けました医療費交付金の精算超過分、これらを支払基金へ返還をする

ものでございまして、959万4,000円の追加であります。

次に、議案第55号の説明をさせていただきます。

議案第55号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、1回目でございます。

平成14年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,566万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,774万円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、並びに補正後の金額は、第1表の歳入歳出予算補正による。

4ページをこれまたお開き願いたいと存じますが、4ページの歳入は繰越金でございます。7款の繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,566万8,000円でございます。

次のページ、6ページをお開き願いますが、その歳出、使途でございますが、6款の諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金、精算返還金でございます。これまた国保、老保同様に前年度の精算に伴う支出でございます。この内訳として、国の介護給付費の負担金分が719万6,000円ほど、支払基金交付金分が590万円ほど、道の介護給付費負担金が257万円ほど、これら合わせまして計上の1,566万8,000円の返還となるものでございます。

以上をもちまして、議案第52号から55号までの提案理由説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明ではございますが、種々ご審議の上ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 本4件の審査方法等についてお諮りします。

本4件の審査については、議長を除く19人の委員をもって構成する平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本4件の審査については、議長を除く19人の委員をもって構成する平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査するこ

とと決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

延会時刻15時07分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年6月20日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員